

北海道電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る  
査定方針

平成26年10月  
経済産業省

## 目次

はじめに	P 2
基本的な考え方	P 4
1. 経営効率化計画	P 6
2. 燃料費	P 11
3. 購入・販売電力料	P 18
4. 公租公課（事業税）	P 23
5. 使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費	P 24
6. 費用の配賦・レートメイク	P 25
7. 値下げの条件	P 29
8. 情報提供等	P 31
(参考)	
(1) 電気料金審査専門小委員会委員等名簿	P 32
(2) 公聴会（札幌会場）の概要	P 33
(3) 北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント（消費者庁）	P 51
(4) 北海道電力に係る消費者庁からの意見への対応について	P 56

## ～はじめに～

### -審査の経緯-

(1)平成 26 年 7 月 31 日付けで北海道電力株式会社(以下、「北海道電力」という。)から電気事業法第 19 条第 1 項の規定に基づき、供給約款変更認可申請(以下、「料金認可申請」という。)が提出された。

(2)経済産業省においては、電気料金認可プロセスに外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ中立的・客観的な観点から料金査定方針等の検討を行うために、「総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会」を東京電力の料金認可申請時に設置した(委員長:安念潤司 中央大学法科大学院教授、委員長代理:山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授)。電気料金審査専門委員会は平成 24 年 5 月 15 日の第 1 回以降、平成 25 年 6 月 14 日の第 31 回まで開催され、その後、平成 25 年 7 月 1 日の審議会の見直しに伴い、委員会名が「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会」に変更された。(委員長、委員の構成に変更はなく、引き続き東北電力、四国電力及び北海道電力の料金審査が行われた。)「電気料金審査専門小委員会」は、平成 25 年 7 月 5 日に第 1 回が開催され、平成 26 年 9 月 29 日までに 19 回開催されている。

※以下、「電気料金審査専門委員会」「電気料金審査専門小委員会」をあわせて「委員会」という。ただし、委員会の具体的な回を特定する必要がある場合には、前者を「第〇回委員会」、後者を「第〇回小委員会」と略称する。

(3)平成 26 年 8 月 7 日の第 15 回電気料金審査専門小委員会以降、本委員会は、北海道電力から経済産業省に提出された料金認可申請について審議し、平成 26 年 9 月 29 日の第 19 回電気料金審査専門小委員会まで 5 回開催。審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催した。加えて、全 5 回について、オブザーバー(消費者団体、中小企業団体、消費者庁)の参加を得て、活発にご議論をいただいた。



て、査定方針案を中立的・客観的かつ専門的な見地から検討した。

- (9) 経済産業省は委員会で取りまとめられた査定方針案をもって消費者庁と協議を行った。10月9日に経済産業大臣と消費者担当大臣との間で協議が整ったことを受け、以下のとおり、経済産業省としての査定方針を策定し、10月14日に「物価問題に関する関係閣僚会議(注)」において了承を得た。

#### 物価問題に関する関係閣僚会議

長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とする。会議は内閣官房長官が主宰し、会議の庶務は消費者庁において処理する。

【構成員】 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)及び内閣官房長官とする。

※「閣僚会議の開催について」：平成5年8月24日(平成24年12月7日最終改正) 閣議口頭了解

## ～基本的な考え方～

電気事業法第19条第1項に基づく電気料金改定の申請については、電気事業法第19条、一般電気事業供給約款料金算定規則や一般電気事業供給約款料金審査要領(平成25年12月5日改定)等の電気事業法関連規定、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)に照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の要件に合致し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかを審査する必要がある。

北海道電力の今回の申請は、泊原子力発電所の再稼働が前回認可時の想定よりも遅延していることを理由とするものであり、電源構成変分認可制度(一般電気事業供給約款料金算定規則第19条の2)に基づいて提出された。これは、一般電気事業者の電気料金について、料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動(燃料費等)を料金に反映させる料金改定を認める制度である。

それらを踏まえ、以下の基本的な考え方に基づき、査定を行うこととする。

- (1) 審査の前提として、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に

確認する。

- (2) 電源構成変分認可制度の直接の対象となる費目(燃料費、使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費、地帯間購入電源費、他社購入電源費、地帯間販売電源料、他社販売電源料、事業税)については、泊原子力発電所の再稼働の遅延という社会的経済的事情の変動による電源構成の変動に基づく、当該部分の将来の原価の変動のみが料金に反映されているかどうかを確認し、必要な査定を行う。

## 1. 経営効率化計画

### 【経営効率化の概要】

電気料金は、料金算定に当たっての前提となる供給計画(工事計画含む)、経営効率化計画、資金計画等の各種経営計画(前提計画)に基づいて算定される。

電気料金審査専門小委員会においては、とりわけ、効率化計画の進捗状況等の確認を行った。また、主に需要と供給に関する前提計画についても、料金算定に当たって妥当なものであるかどうか検討を行った。

前提計画のうち、燃料費、購入・販売電力料、バックエンド関連費用、事業税に関する計画については、それぞれの個別原価の項目の中で、併せて検討を行った。

### 【参考:経営効率化計画について】

平成7年の「電気事業審議会料金制度部会中間報告」(平成7年)を受けて、事業者においてとりまとめられ、公表されることとされており、「電気料金に対する国民の十分な理解を得ることに資する」とされている。

「電気事業審議会料金制度部会中間報告」(平成7年) (抜粋)

#### I 総論

##### 1. 中間とりまとめまでの検討概要

##### (一)事業者の経営効率化を促す料金制度

##### ②経営効率化の内容の公表

規制当局による料金規制に加え、電気事業者の自主的取り組みとして、料金改定に当たって、電気事業者は予め経営効率化の内容を国民に示すこととし、かかる効率化努力を織り込んだ原価を持って料金申請を行うことが必要である。

#### II 各論

##### 2. 経営効率化計画及び料金の定期的評価

##### [ i ]経営効率化計画

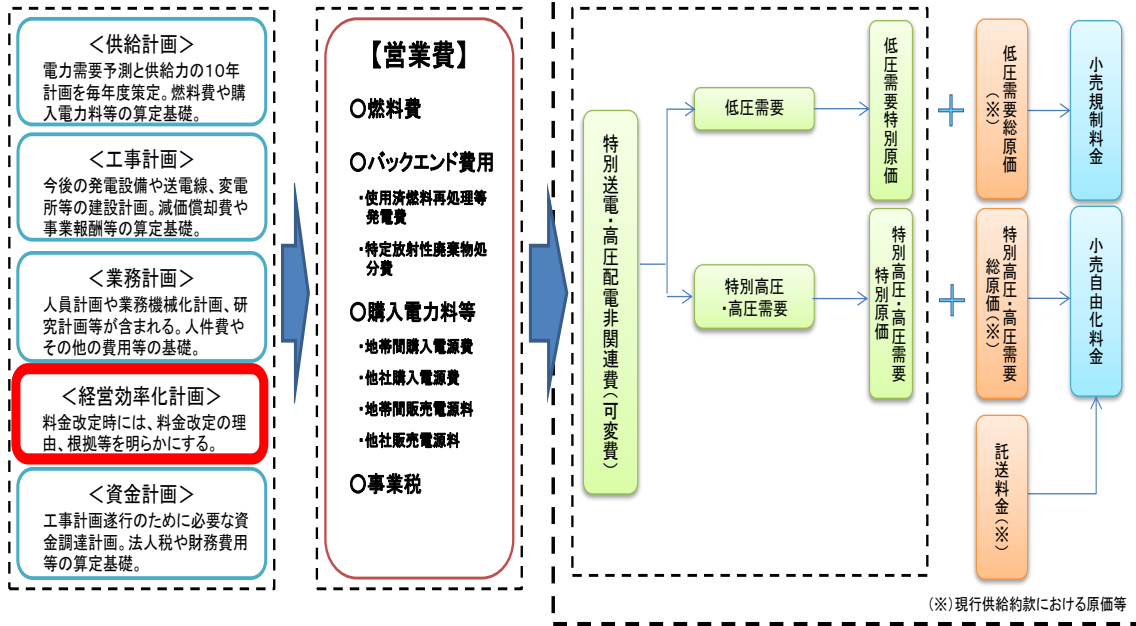
(2)具体的には、「経営効率化計画」は、中長期的な取り組みや目標、毎年の経営方針やこれらを受けた設備投資の合理化目標、各種の業務計画等を需要家に理解し易い形で取りまとめ、毎年度公表することが適当である。

その際、需要家にとって経営効率化努力の成果がどのように料金に反映されるかが大きな関心事であることに鑑み、公表される内容が極力具体的かつ定量的であることが望ましい。

<前提計画>

<特別変動可変費の算定>

<費用の配賦、レートマーク>



【現行の電気料金に反映している経営効率化及び国から示された査定方針への対応状況】

(1) 概要

費用項目	平成25年度					平成26年度					平成27年度				
	前回認可		実績 ②	増減 ②-①	計 ①	前回認可		計 ③	計 ④	増減 ④-③	前回認可		計 ⑤	計 ⑥	増減 ⑥-⑤
	前回申請	査定方針				前回申請	査定方針				前回申請	査定方針			
人件費	125	35	160	121	▲39	125	34	159	(10) 161	1	125	34	159	(10) 160	1
需給関係費	34	13	48	71	23	43	43	86	(64) 110	24	43	44	88	(41) 88	1
設備投資 関連費用	11	11	22	14	▲8	31	10	41	34	▲7	49	10	59	60	1
修繕費	79	9	88	99	10	103	10	113	133	20	102	23	125	133	8
諸経費等	67	66	133	142	9	66	24	90	124	34	64	42	106	116	11
資産売却	-	-	-	4	4	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-
合計	316	135	451	449	▲2	368	121	489	(73) 571	82	383	153	536	(51) 557	21

※ 上表は、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料6-1「経営効率化計画の論点」の2頁に掲載の表に、資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の11頁<国から示された査定方針>の増減説明欄に記載した人件費の既実施分・同12頁<現行料金に反映している経営効率化>に記載した需給関係費の今回申請原価に反映した追加の効率化分等を加え、同14・15頁に記載した「一時的な繰り延べ等」を除いているため、合計は一致しない。

注1: 「前回申請」は、前回料金改定申請時に効率化額として繰り込んでいたもの。

注2: 「査定方針」は、前回認可時に、総原価洗い替えを行った上で査定方針において3か年平均で示されたものを、あらためて年度展開したもの。

注3: 「実績」及び「計画」には、前回認可における査定には対応しているが「コスト削減」には含まれていないもの(違約金等)を含む。

注4: 平成26・27年度の人件費の計画欄には、人事労務諸制度の見直しなどによる既実施分10億円程度(平成27年度も継続を前提)を含む。( )内は、当該分を再掲。

注5: 平成26・27年度の需給関係費の計画欄には、今回申請原価に反映した追加の効率化分を含む。( )内は、当該分を再掲。

(2) 査定方針への対応状況

① 人件費及び需給関係費

■平成 25 年度の実績及び 26 年度の計画

<人件費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
役員報酬を1,800万円/人に引き下げ	0.3	0	▲ 0.3	0.3	0	▲ 0.3
従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ	11	2	▲ 9	12	※1 10	▲ 2
退職給与金の年金資産運用収益率を2%に設定	21	0	▲ 21	21	21	0
その他	2	2	0	1	5	+4
合計	35	4	▲ 31	34	35	+1

※1 平成26年度の「従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ」の計画欄には、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の11頁<国から示された査定方針>の増減説明欄に記載した人件費の既実施分10億円程度を含む。

<需給関係費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
購入電力料の更なる削減	13	16	+3	5	2	▲ 3
卸電力取引所の更なる活用	-	3	+3	35	0	▲ 35
その他	0	0	0	2	1	▲ 1
小計	13	19	+6	43	3	▲ 40
今回申請原価に反映した効率化の深掘り	-	-	-	-	※2 64	+64
合計	13	19	+6	43	67	+24

※2 平成26年度の計画欄には、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の12頁<現行料金に反映している経営効率化>に記載した今回申請原価に反映した追加の効率化分等を含む。

■平成 27 年度の計画

<人件費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
役員報酬を1,800万円/人に引き下げ	0.3	0	▲ 0.3	経営効率化の観点から全費目の洗い出しを行う中であわせて検討
従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ	12	10	▲ 2	賞与削減について組合と協議のうえ、達成を目指す
退職給与金の年金資産運用収益率を2%に設定	20	20	0	
その他	2	5	+3	一般厚生費等の更なる削減を実施
合計	34	35	+1	

<需給関係費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
購入電力料の更なる削減	4	2	▲ 2	H26年度の交渉状況(一部交渉継続中)によりH27年度を推定
卸電力取引所の更なる活用	35	0	▲ 35	泊発電所の停止により卸販売は未達成の見込み
その他	5	2	▲ 3	泊発電所の停止長期化により、亜漚青炭導入化遅延(今回申請原価はH27から導入する前提)等
小計	44	4	▲ 40	
今回申請原価に反映した効率化の深掘り	-	41	+41	国内炭の増量や、購入を中心とした卸取引の最大限の活用等
合計	44	45	+1	

## ② 設備投資関連費用、修繕費及び諸経費等

### ■平成 25 年度の実績及び 26 年度の計画

#### <設備投資関連費用>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	8	0	▲ 8	7	0	▲ 7
工事価格の更なる削減等	3	3	0	3	3	0
合計	11	3	▲ 8	10	3	▲ 7

#### <修繕費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	4	0	▲ 4	4	0	▲ 4
工事価格の更なる削減等	5	20	+14	6	30	+24
合計	9	20	+10	10	30	+20

#### <諸経費等>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
節電・省エネ推進を目的とした費用等を削減	10	3	▲ 7	8	3	▲ 4
IPP契約解約に伴う違約金	42	42	0	-	-	-
調達価格の更なる低減等	14	34	+20	16	55	+39
合計	66	79	+13	24	58	+34

### ■平成 27 年度の計画

#### <設備投資関連費用>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	6	0	▲ 6	将来の設備増設等に対応するための先行投資など、既に設備が設置されていることから、費用削減が困難
工事価格の更なる削減等	4	11	+7	資機材調達価格の更なる低減を実施
合計	10	11	+1	

#### <修繕費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	4	0	▲ 4	将来の設備増設等に対応するための先行投資など、既に設備が設置されていることから、費用削減が困難
工事価格の更なる削減等	19	31	+12	資機材調達価格の更なる低減を実施
合計	23	31	+8	

#### <諸経費等>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
節電・省エネ推進を目的とした費用等を削減	8	3	▲ 4	節電・省エネの推進は、短期的には需要抑制、中長期的には電力設備の有効活用などによるメリットがあることから、今後も効率化に努めつつ活動を継続
調達価格の更なる低減等	34	49	+15	資機材・役務調達価格の更なる低減を実施
合計	42	52	+11	

## < 検討結果 >

今般、北海道電力より申請が行われた「電源構成変分認可制度」では、燃料費、購入・販売電力料等が直接の査定対象項目となるが、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分にチェックする必要がある。

また、これまでの料金審査専門小委員会、公聴会及び国民の声においても、他の論点にもまして、北海道電力による徹底的な経営効率化の取組を求める意見が多数寄せられた。

北海道電力よりヒアリング及び資料の提出等を通じて確認を行ったところ、前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深堀りを行っているものと考えられる。他の費目での効率化の深堀りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深堀りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。

北海道電力からは、第19回小委員会において、これまでの小委等の意見を踏まえ、一層の経営効率化の取組について表明があった。

(表明内容)

前回の料金改定時の査定方針で示された項目については、経営全般にわたる効率化で対応することを基本として努力を重ねた結果、総額では達成できると考えているが、個別の査定項目の一部未達成部分について、次のように取組む。

- ・役員報酬については、経営の判断として、査定額として示された金額を尊重して減額することとする。
- ・社員の給与水準についても、査定水準を超えないように減額する考えであり、冬季賞与を不支給とすることを労働組合に提案した。
- ・保有不動産の売却については、売却可能なもの、かつ売却益が見込まれるものは順次売却を進める。
- ・保有株式については、4銘柄3億円相当の株式売却について交渉を進めているところであり、この他、金融機関株式等の処分についても検討を進める。

北海道電力においては、経営効率化の取組を着実に実施するとともに、需要家負担の急激な増加を緩和する観点から、更なる効率化の徹底により、需要家に還元する方策を以下のとおり実施する。

## <北海道電力による激変緩和措置の概要>

更なる経営効率化の徹底により、約60億円程度を原資として、値上げ実施日より翌年3月31日の使用分までの5ヶ月間、値上げ後の電力量料金単価より一律0.70円/kWh 軽減する。

## 2. 燃料費

<申請額:2,199 億円(H26~27 平均)>

### 【燃料費の概要】

燃料費は、石炭、重油等の火力燃料費、核燃料費の合計額であり、供給計画等を基に算定した数量に、時価等を基に算定した単価を乗じて算定される。

電源構成変分認可制度に基づく申請であることから、燃料消費数量の変更に伴う変動の反映を基本とし算定している。

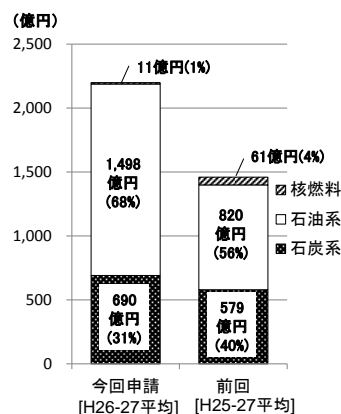
具体的には、泊原子力発電所の発電再開時期の遅れに伴い、火力燃料費は、原価算定期間の残存期間である平成26~27年度の2カ年平均で2,188億円となり、前回認可時の想定に比べ +789億円となっている。核燃料費については、原子力発電の稼働減に伴い11億円となり、▲50億円となっている。

■燃料費の算定内訳(北海道電力・申請原価)

	今回申請:A [H26-H27平均]			前回:B [H25-27平均]			差引:A-B		
	金額 (億円)	発電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)	金額 (億円)	発電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)	金額 (億円)	発電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)
水 力	—	34	—	—	35	—	—	▲1	—
火 力	2,188	235	9.33	1,399	171	8.17	789	63	1.16
石 炭	690	143	4.81	579	121	4.77	111	22	0.04
国内炭	203	28	7.26	148	20	7.50	58	8	▲0.24
海外炭	487	115	4.22	432	102	4.24	55	14	▲0.02
石 油	1,447	89	16.19	802	49	16.32	645	40	▲0.13
その他※1	51	2	26.87	18	1	25.10	33	1	1.77
原 子 力	11	20	0.55	61	106	0.57	▲50	▲87	▲0.02
新 工 ネ	—	1	—	—	1	—	—	0	—
自 社 計	2,199	290	7.59	1,460	314	4.65	739	▲24	2.94

※1 内燃力発電所向けA重油、ガスタービン発電所および緊急設置電源向け軽油。  
 ※2 端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

■燃料費の内訳(原価繰込)



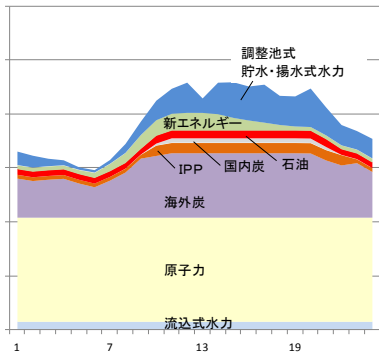
### 【火力燃料費】

#### (1) メリットオーダーの確認

##### ① 電源別の供給電力量の配分

北海道電力の燃料計画について、需給運用に係る制約を考慮した上で、燃料単価の低い発電所から順に運転することを基本に計画を策定していることを確認した。

■一日の供給力の内訳(イメージ)



電源種別	燃料単価 <sup>①</sup> [円/kWh]	
ピーク	石油	16-32
	他社火力	17
↑	国内炭	7-8
	IPP	5-14
	海外炭	4
ベース		

※ 平成26・27年度2か年の平均値

i) 水力発電

電源別の供給電力量のうち、自社水力発電については、一般水力と揚水式からなり、それぞれ発電電力量を算定している。一般水力については可能発電電力量から作業停止計画による減少分を控除して算定される。

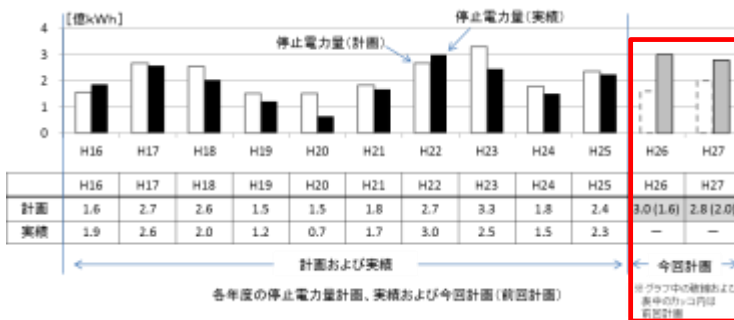
北海道電力は、今回の申請において、前回認可時の想定に比べ、一般水力については前回計画以降に発生した機器の故障による作業停止計画の追加により、発電電力量の減少を想定している。また、揚水式については、原子力発電所の発電再開時期の見直しに伴い、発電電力量の減少を想定している。

しかしながら、原価算定期間より前に修繕が可能だったのではないかと指摘を踏まえ、前回認可からの作業停止計画の追加による発電電力量の減少については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事項の変動によるものとは位置付けられないため、認めない。

また、一般水力の可能発電電力量については、過去30カ年(昭和58(1983)年度～平成24(2012)年度)の河川からの流入実績を用いて算定していることを確認したが、既に平成25(2013)年度の流入実績が確定しており、これを織り込むことにより可能発電電力量が増加することから、原価への織り込みについても、至近実績に置き換えることが適当である。

これらの結果をもとに、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

■水力停止電力量計画の推移等



■出水率の変遷及び平均可能電力量

- 出水率  
昭和58(1983)年度: 89.6%  
平成25(2013)年度: 114.3%
- 平均可能電力量  
1983~2012年度実績: 3,002百万kWh

ii) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)については、北海道電力において、既存システムによる調整が可能な範囲内で、直近実績を踏まえて織り込んでいることを確認した。

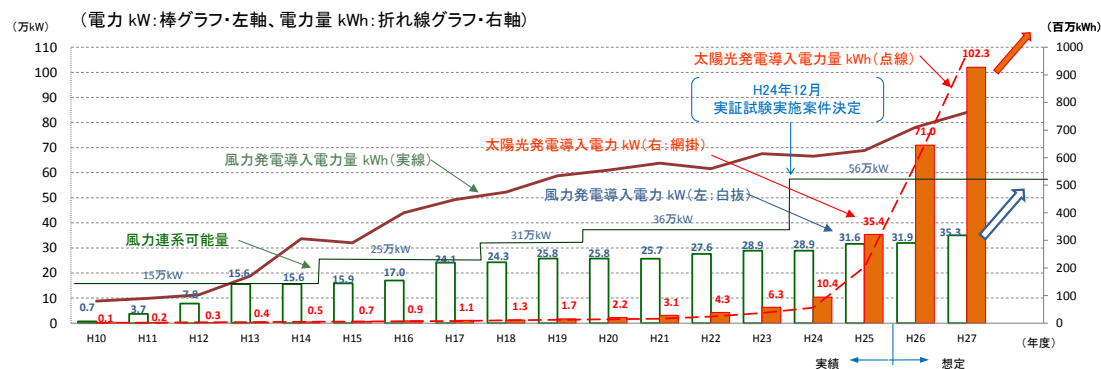
しかし、平成 26 年度分については、他社の太陽光・風力共に前回認可時の想定よりも電力量が減少している。これは、申込事業者事由による受給開始時期の遅れや計画の中止を理由とするもの(太陽光)、直近の実績置き換えにより想定量が減少するもの(風力)等を理由とするものである。特に、太陽光については、電圧別に見た場合、低圧及び高圧の発電量は増加しているにもかかわらず、特別高圧の発電量が大きく減少したことが、全体の発電量減少につながっている。

今般の値上げにおいて、再エネを最大限織り込むことにより、燃料費を削減し、値上げ幅を極力圧縮することが求められている点に鑑みれば、他社受電分についても、少なくとも前回認可時の計画に基づく発電量は維持する必要があり、前回認可時の想定から減少した分(ただし、各年度毎の電源別発電量の減少分に限る)については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため、認めない。

また、太陽光の発電電力量の算定に当たっては過去実績の平均受電率を用いているが、過去の傾向がより適切に反映されるようにすることが適当である。

これに伴い、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

■太陽光発電及び風力発電の導入状況



■太陽光発電及び風力発電の算定内訳(他社)

	送電端(百万kWh)					
	今回申請:A		前回:B		差引:A-B	
	H26	H27	H26	H27	H26	H27
太陽光	576	975	653	814	▲77	161
風力	710	764	711	711	▲1	53

② 火力発電における発電所別の発電電力量の配分

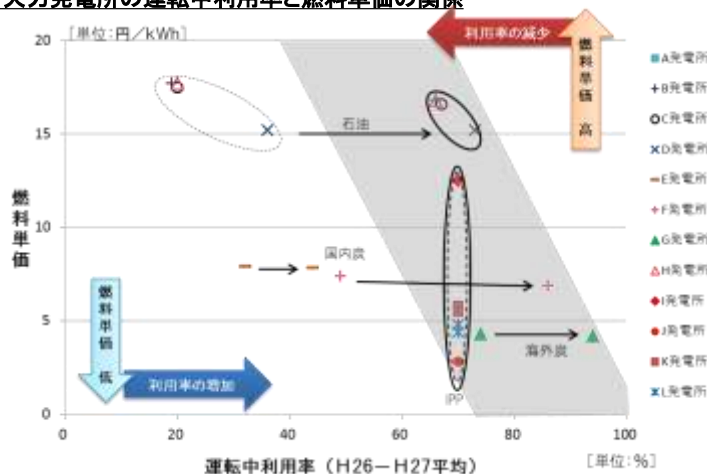
申請における自社火力の発電所別の発電電力量は、発電所の定期検査や補修停止等を考慮した上で、メリットオーダーに基づき算定されていることを確認した。具体的には、

自社火力発電所については海外炭をベースからミドル電源、国内炭及び石油をピーク電源として計画を想定しており、当該想定を基に各火力燃料の前回認可からの数量変動を見込んでいる。

しかしながら、定期検査工期等について、最大限の努力を行い期間を短縮すべきであり、当該短縮に伴いより安価な電源の活用が見込まれる分については、料金原価から減額する。

なお、織り込み額の実際の算定に当たっては、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第 106 条に基づく報告徴収を行った。

■火力発電所の運転中利用率と燃料単価の関係



※グラフ中の点線は前回計画、実線は今回計画を示す。

■運転中利用率と発電燃料単価

発電所		運転中利用率[%]			燃料単価
		今回	前回	差	
石油	A	6	0	6	32
	B	66	19	47	17
	C	67	20	47	17
	D	73	36	37	16
国内炭	E	44	32	12	8
	F	86	49	37	7
海外炭	G	94	74	20	4

## (2)各燃料の原価織込価格に関する検討

### ① 各燃料の原価織込価格

各燃料の原価織込価格は前回認可単価を基本として算定されており、特に前回認可調達分については以下のとおりの単価の考え方を用いている。

海外炭については、各年度の購入価格は平成 24 年 12 月～平成 25 年 2 月の自社の各国別購入価格等を基に算定している。なお、平成 27 年度については亜瀝青炭活用による効率化を反映している。

国内炭については、長期契約分は前回時契約価格、スポット契約分は平成 24 年度契約価格を基に算定している。

国産重油については、平成 24 年度第 3 四半期及び第 4 四半期における元売と大口需要家の間のいわゆるチャンピオン交渉における決定価格等を基に算定している。

輸入重油については、平成 24 年 12 月～平成 25 年 2 月の自社の実績平均購入価格を基に算定している。

追加調達分についても、原則前回認可単価を用いているが、国内炭については平成 25 年度の契約価格を新たに適用している。これは、増産に要する不可避の追加コスト(増員、追加重機リース料等)を反映したものであり、妥当であることを確認した。

ここで、電源構成変分認可制度における燃料費単価の考え方は以下のとおりである。

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成 24 年 3 月)において、「原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認める」と記載されており、そこにおいて重視されているのは、「原価の適正性」であると考えられる。したがって、追加調達分について、電気事業法第 19 条の「能率的な経営の下での適正な原価」としての原価の適正性を保つためには、その構成要素たる数量及び単価双方を査定対象としなければ不十分である。

原子力の想定発電量を単に火力発電量で置き換えるだけでは、文字通り機械的な計算で済んでしまうことから、自動変動(転嫁)ではなく、電気事業法第 19 条の認可にかからしめ、公聴会等を経る通常の査定プロセスと同様とした制度趣旨を没却する。

燃料費の単価変動の大きさに鑑みれば、燃料費の追加調達分については、実際の調達時点が認可時の想定よりもずれる(新規調達分が生じる)ことから、前回認可単価を維持する必然性に乏しい。また、本来、先行他社の最新の査定方針内容(例:LNG について、シェールガスの影響を反映した原価織り込み価格とすること等)については、前回認可時の燃料費そのものにも反映すべきとの考えも可能であるが、少なくとも追加調達分については反映を行うべきと整理される。

電源構成変分認可制度による値上げが、実質的に短期間の再値上げであることも踏まえると、需要家の負担抑制の観点から、燃料費における更なる経営効率化を求める社会的要請に配慮する必要がある。

したがって、電源構成変分認可制度において燃料費単価も見直し対象となり、この趣旨についてあらためて明確化する観点から一般電気事業供給約款料金審査要領に明記することとする。

## ② 海外炭及び重油の追加調達価格の算定

以上を踏まえ、海外炭及び重油の追加調達単価について、調達単価が最も低価格なものの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織り込み価格とする。なお、トップランナー価格の選定に当たっては、各電力会社の調達努力を阻害しないよう、申請会社以外の一般電気事業者のものから行うことが適当である。

なお、織り込み額の実際の算定に当たっては、正確性を確保する観点から、非公表を

条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第 106 条に基づく報告徴収を行った。

### (3) 中長期的な取組

北海道電力では、既設火力発電所の経年化への対応、燃料種の多様化、電源の分散化を図り、将来的な電源の安定供給を確実なものとするため、LNG 火力として石狩湾新港発電所の導入を計画しており、平成 31 年 2 月の 1 号機の運転開始予定に向け、今後、LNG の調達を行っていくことを確認した。当該 LNG の調達に当たっては、他事業者との連携も含め最大限のコスト削減を行うことが求められる。

あわせて、1 号機の建設に当たっては機器や工事の発注において競争発注を行ったところであるが、2 号機以降については「新しい火力電源入札の運用に係る指針」に基づく火力電源入札制度を活用するなど、一層の努力が求められる。

### (4) 燃料費調整制度の対象数量

燃料費調整制度の前提となる対象数量については、電源構成変分認可制度により、残存原価算定期間における燃料消費数量と整合的に考えることが適当である。

#### 【核燃料費】

北海道電力から提出された「料金算定の前提となる需給関係資料」(以下「前提計画」という。)においては、安全を確保しつつ地元の理解を前提として、原価算定期間において、泊発電所 1 号機が平成 28 年 1 月、同 2 号機が平成 28 年 3 月、同 3 号機が平成 27 年 11 月から再稼働されることを仮定している。

前提計画に基づき、原価算定期間中に原子炉に装荷された核燃料の取得原価のうち、当期の燃焼相当分が、核燃料減損額として、法令等に基づき適切に計上されていることを確認した。

#### <査定結果>

1. 水力については前回計画以降に発生した機器の故障による作業停止計画の追加により、発電電力量の減少を想定しているが、原価算定期間より前に修繕が可能だったのではないかとこの指摘を踏まえ、前回認可からの作業停止計画の追加による発電電力量の減少については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため、認めない。これに伴い、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

…18. 02億円(2年平均)

2. 水力の可能発電電力量については、過去 30 ヶ年(昭和 58(1983)年度～平成 24(2012)年

度)の河川からの流入実績を用いて算定していることを確認したが、既に平成 25(2013)年度の流入実績が確定しており、これを織り込むことにより可能発電電力量が増加することから、原価への織り込みについても、至近実績に置き換えることが適当である。これに伴い、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

…3. 92億円(2年平均)

3. 平成 26 年度の他社の太陽光・風力については、前回認可時の想定よりも共に電力量が減少しているが、今般の値上げにおいて、再エネを最大限織り込むことにより、燃料費を削減し、値上げ幅を極力圧縮することが求められている点に鑑みれば、他社受電分についても、少なくとも前回認可時の計画に基づく発電量は維持する必要がある、前回認可時の想定から減少した分(ただし、各年度毎の電源別発電量の減少分に限る)については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため、認めない。これに伴い、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

…2. 76億円(2年平均)

…(うち、太陽光要因分2. 74億円(2年平均)、風力要因分0. 03億円(2年平均))

4. 太陽光の発電電力量の算定に当たっては過去実績の平均受電率を用いているが、過去の傾向がより適切に反映されるようにすることが適当である。これに伴い、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

…0. 003億円(2年平均)

5. 火力発電所における定期検査工期等について、最大限の努力を行い期間の短縮をすべきであり、平成 26 年 9 月に全一般電気事業者に対して行った電気事業法第 106 条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、当該短縮に伴いより安価な電源の活用が見込まれる分については、料金原価から減額する。

…4. 32億円(2年平均)

6. 海外炭及び重油の追加調達単価について、平成 26 年 9 月に全一般電気事業者に対して行った電気事業法第 106 条に基づく報告徴収の結果を踏まえ、申請会社以外の一般電気事業者において調達単価が最も低価格なものの価格を原価織り込み価格とする。その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額する。

…56. 45億円(2年平均)

7. 太陽光の発電量に係る算定誤りを修正したものを料金原価に反映する。

…0. 10億円(2年平均)

計 85. 58億円料金原価から減額する

### 3. 購入・販売電力料

<申請額 : 917 億円 (H26~27 平均)>

#### 【購入・販売電力料の概要】

購入電力料は、他の一般電気事業者から購入する電気に係る費用である地帯間購入電源費・送電費、卸電気事業者（電源開発株式会社）、公営電気事業者、IPP等から購入する電気に係る費用である他社購入電源費・送電費に分類される。

販売電力料は、他の一般電気事業者に販売する電気に係る収益である地帯間販売電源料・送電料、新電力（常時バックアップ）等に販売する電気に係る収益である他社販売電源料・送電料に分類される。

#### 【申請概要】

（単位：百万kWh、百万円、円/kWh）

	今回申請 (H26~H27)			前回 (H25~H24)			差引			備 考	
	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価		
購入電力料	水 力	1,504	10,843	7.21	1,505	10,987	7.30	▲2	▲144	▲0.09	○他社購入電力料の主な要因 ・需給対策による自家発火力の受電増 219億円 ・北海道ハワ-エンジニアリングの受電増 86億円 ・卸電力取引所取引の増 83億円 ・FIT対象電力の回避可能費用単価の増 51億円
	火 力	3,965	68,466	17.27	2,052	29,987	14.62	1,914	38,479	2.65	
	(再掲)入札案件	1,121	10,855	9.69	1,160	11,167	9.62	▲40	▲312	0.07	
	原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新エネ	1,724	15,688	9.10	1,399	9,033	6.46	325	6,655	2.64	
合 計	7,193	94,996	13.21	4,956	50,006	10.09	2,237	44,990	3.12		
販売電力料	水 力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○他社販売電力料の主な要因 ・卸電力取引所取引の減 ▲44億円 ・常時バックアップの増 12億円
	火 力	12	212	17.02	280	4,658	16.65	▲267	▲4,447	0.37	
	原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新エネ	-	-	-	-	37	-	-	▲37	-	
	常時バックアップ	217	3,048	14.07	147	1,844	12.57	70	1,204	1.50	
合 計	229	3,260	14.23	426	6,539	15.33	▲197	▲3,279	▲1.10		

（注）購入電力料は電源費、販売電力料は電源料のみを計上（送電費・送電料を含まない）。

#### (1) メリットオーダー及び価格低減努力の確認

他社から購入する電力量について、メリットオーダーとなるよう配分されているかを確認したところ、以下のとおりである。

他社原子力については原価には織り込まれていないが、他社水力については気象条件に依存するため、過去の実績などから算定して織り込まれている。

他社火力（石油）については、自社火力（石油）と同等の燃料単価であり、発電機の出力変化速度などの運用特性も同等であることから、自社火力（石油）と同程度の運転中利用率となるよう織り込まれている。

IPPについては、契約上、年間の基準利用率の変動範囲が設けられていない一方で、当該利用率を協議することも可能となっているが、契約先との協議が整わなかったため、入札の前提である 70%を基準利用率として織り込まれている。

卸電力取引所取引については、直近の査定方針（中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針）に基づいて、売り・買いに係る約定量を想定して織り込まれている。

なお、今回の申請においては、電源構成変分認可制度に基づく申請であるため、「燃料消費数量」の変更に伴う購入・販売電力料の変動のみを基本として算定している。

(2) 卸電力市場の活性化に向けた自主的取組を反映した料金原価への織込み等の確認

③ 卸電力取引所取引の活用について

今回の申請においては、直近の査定方針に基づいて、売り・買いに係る約定量及び約定額を想定している。しかしながら、試算の前提条件のうち、電気の安定供給に必要な予備力を「最大電源ユニット相当」とするなど相違している点があるため、当該相違点について確認した結果、不合理とは考えられない点を除き、直近の査定方針と同様の前提条件とし、これにより再算定した結果の利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分について料金原価から減額する。

なお、試算の前提条件である予備力については、「最大電源ユニット相当」ではなく「需要予測の 8%」とした上で、最大電源ユニット相当が計画外停止した場合における求償リスク(全国融通の受電に伴う費用)を過去の実績に基づいて想定し、これを考慮する。

(参考)直近の査定方針における前提条件

電気の安定供給に必要な「需要予測の 8%」の予備力を確保した上で、「原価算定期間における各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中<sup>(注)</sup>のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格(365 日×48 コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額及び利益額を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分について料金原価から減額する。また、取引量増加に伴う市場の厚みを考慮した上で、需給バランスとマッチングさせる過去実績の約定価格を約定見込み量に応じて補正するとともに、過去実績の約定価格が大きく上昇又は下落(コマ毎の平均から 2σ(シグマ)程度)している場合にも補正を行う。さらに、利益額を算定する際の限界費用は予備力として確保した最も安いユニットも考慮することとし、スポット市場のみならず、先渡し市場の更なる活用も考慮してバランス停止ユニットも試算の対象に含める。

(注) バランス停止ユニットとは、各代表日において必要な供給予備力を確保した上で、緊急時以外の稼働を予定していない発電設備

④ 常時バックアップ料金の見直し・量の拡大の確認

常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会(平成 25 年 7 月 1 日から「電力システム改革専門小委員会」に名称変更)における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定し、量の拡大についても、前回認

可時と同様、前提計画における離脱需要を踏まえ、料金原価に織り込まれていることを確認した。

### (3) その他の検討結果

#### ① 更なる効率化努力

##### i) 他社火力

電力量に係る算定においては直近の受電計画を反映しているが、単価に係る算定においては前回認可時の単価で算定している。他方で、他社火力ではあるものの、北海道電力株式会社の100%子会社であるとともに、親会社が調達する燃料(重油)と同等の調達単価で料金原価には織り込まれている。このため、親会社が調達する燃料の追加調達単価について、更なる効率化努力(トップランナー価格での原価織り込み価格)が求められたことに伴い、他社火力にも同様の効率化努力を求め、これを料金原価から減額する。

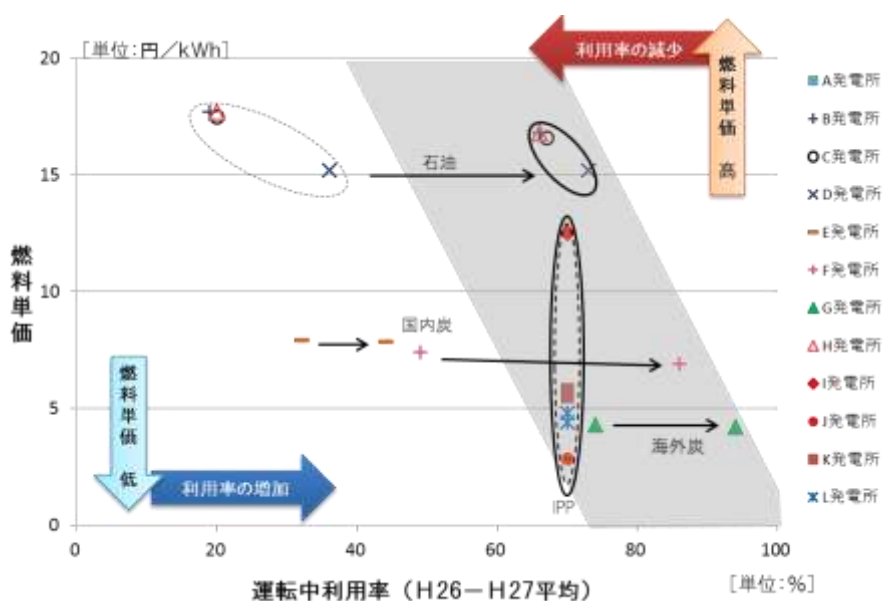
##### ii) 自家発火力(供給力対策)

電力量に係る算定においては直近の実績を反映しているが、単価に係る算定においては前回認可時の単価で算定している。このため、電力量の増加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力(5%の単価削減努力)を求め、これを料金原価から減額する。

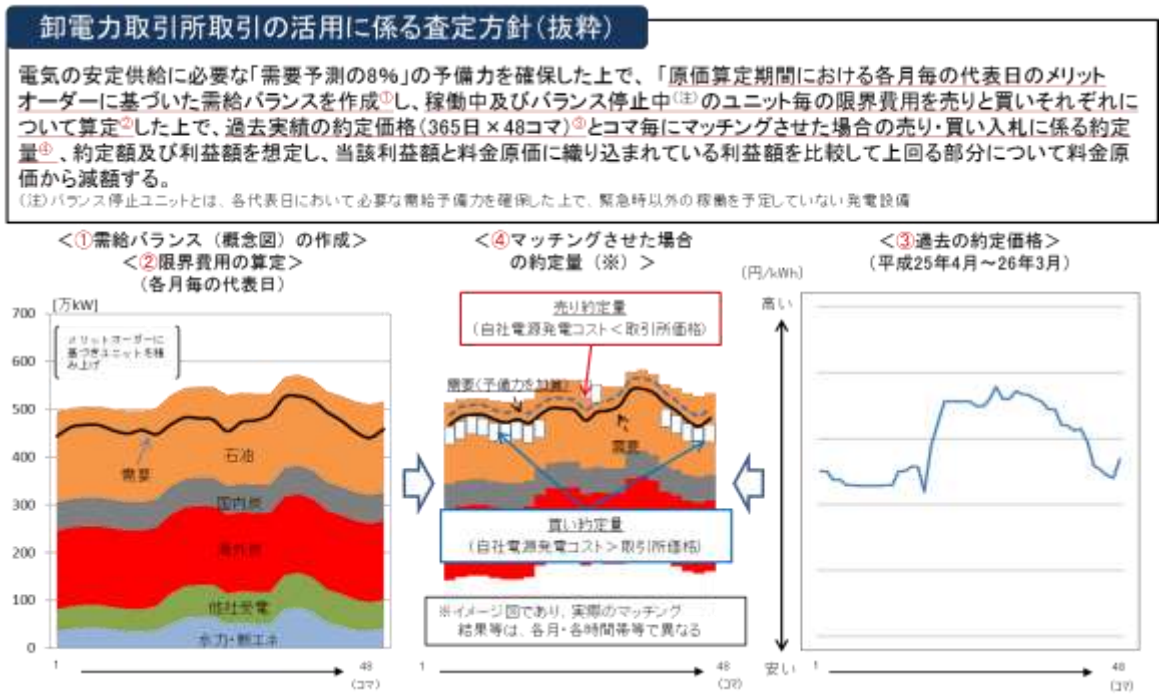
#### ② 補償費

汚染負荷量賦課金に係る算定において、電力量が増加したことに伴う増分費用が織り込まれているが、電源構成変分認可制度上、自社火力の電力量が増加したことに伴う増分費用は認めていないこと等から、これを料金原価から除く。

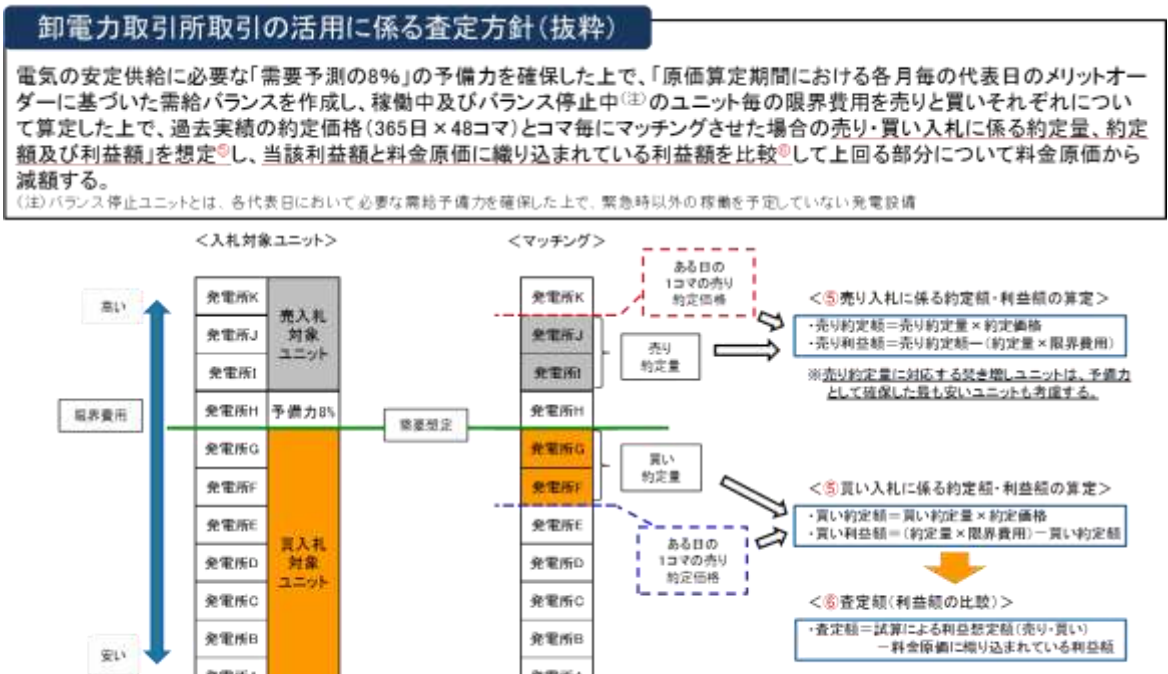
#### ■ 北海道電力のメリットオーダー



■ 卸電力取引所取引の活用に係る査定方法イメージ図①



■ 卸電力取引所取引の活用に係る査定方法イメージ図②



## <査定結果>

1. 卸電力取引所取引の活用について、今回の申請においては、直近の査定方針に基づいて、売り・買いに係る約定量及び約定額を想定しているが、試算の前提条件のうち、電気の安定供給に必要な予備力を「最大電源ユニット相当」とするなど相違している点があるため、当該相違点について確認した結果、不合理とは考えられない点を除き、直近の査定方針と同様の前提条件とし、これにより再算定した結果の利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して上回る部分について料金原価から減額する。

なお、試算の前提条件である予備力については、「最大電源ユニット相当」ではなく「需要予測の8%」とした上で、最大電源ユニット相当が計画外停止した場合における求償リスク(全国融通の受電に伴う費用)を過去の実績に基づいて想定し、これを考慮する。

…6. 36億円(2年平均)

2. 他社火力の電力量に係る算定においては直近の受電計画を反映しているが、単価に係る算定においては前回認可時の単価で算定している。他方で、他社火力ではあるものの、北海道電力株式会社の100%子会社であるとともに、親会社が調達する燃料(重油)と同等の調達単価で料金原価には織り込まれている。このため、親会社が調達する燃料の追加調達単価について、更なる効率化努力(トップランナー価格での原価織り込み価格)が求められたことに伴い、他社火力にも同様の効率化努力を求め、これを料金原価から減額する。

…9. 28億円(2年平均)

3. 自家発火力の電力量に係る算定においては直近の実績を反映しているが、単価に係る算定においては前回認可時の単価で算定している。このため、電力量の増加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力(5%の単価削減努力)を求め、これを料金原価から減額する。

…10. 62億円(2年平均)

4. 汚染負荷量賦課金に係る算定において、電力量が増加したことに伴う増分費用が織り込まれているが、電源構成変分認可制度上、自社火力の電力量が増加したことに伴う増分費用は認めていないこと等から、これを料金原価から除く。

…0. 70億円(2年平均)

5. 購入電力料に係る電力量の算定誤りを修正したものを料金原価に反映する。

…0. 02億円(2年平均)

6. 燃料費等が減額されたことに伴い、これらを基に算定している料金原価への変動を反映する。

…6. 13億円(2年平均)

計 33. 10億円料金原価から減額する

## 4. 公租公課(事業税)

<申請額:81億円(H26~27平均)>

### 【公租公課の概要】

公租公課(事業税)は、各税法等(地方税法)に基づき、今回改定による収入の増分に税率を乗じて算定する。

課税対象である収入金額の増加により、前回改定からの増分として9億円を計上。

(単位:億円)

	今回申請 (H26~27平均)	前回 (H25~27平均)	差引	備考
収入	3,161	2,019	1,142	課税対象収入(今回改定対象費目原価)の増
控除項目	881	449	432	他社購入電力料の増
課税対象	2,280	1,570	710	



税率 1.267%反映

増分事業税

9

### (1) 事業税

算定規則及び地方税法に基づき算定されていることを確認した。

### <査定結果>

1. 電気事業者に課される事業税は、売上に対して課される収入金課税方式のため、原価の減少に伴い事業税も減額する。

…1. 12億円(2年平均)

計 1. 12億円料金原価から減額する

## 5. 使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費

<申請額: 12 億円(H26~27 平均)>

### 【原子力バックエンド費用の概要】

#### (1) 使用済燃料再処理等発電費

使用済燃料再処理等発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用のほか、使用済燃料の輸送費等の当期費用を計上している。

#### 【参考: 積立金の算定等】

使用済燃料再処理等積立金は、法に基づき、電気事業者が使用済燃料の発生等に応じて積み立てるものであり、再処理等に要する費用として、再処理事業者である日本原燃に支払うこととなっている。なお、積立金の額は、事業者からの届け出を基礎とし、経済産業省で算定している。将来発電分に係る積立金の額は、再処理等の実施主体である日本原燃の事業実施計画等を踏まえ、積立単価に、当該年度積立対象となる使用済燃料の発生数量(六ヶ所再処理分)を乗じ、これに利息相当分を加えて、毎年度の金額を算出している。過去発電分に係る積立金の額は、平成 17 年度から 15 年間で積立てることとされている。

(単位: 億円)

	今回: A			前年: B				差: C A-B	備考
	H26	H27	H26~27 平均	H25	H26	H27	H25~27 平均		
制度措置分(日本原燃分) 積立金(将来分)	—	18	9	10	61	60	44	▲ 35	原子力利用率低下に伴う引当減
その他(輸送費)	1	5	3	1	1	5	2	1	
発電所構内の輸送	—	1	1	—	—	1	0	0	
六ヶ所再処理工場への輸送	1	4	2	1	1	4	2	0	
海外再処理工場への輸送	0	0	0	0	0	0	0	0	
保険料・補償料	—	0	0	—	—	0	0	0	
合計	1	23	12	11	62	65	46	▲ 34	

#### ① 算定方法の確認

法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した。

#### (2) 特定放射性廃棄物処分費

特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下

「法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用である。

【参考：拠出金の算定方法】

拠出金の額は、法に基づき、高レベル放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額(拠出金単価)に、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる廃棄物の量及び過去分の量(1/15)を乗じて得た金額とされている。

(単位：億円)

	今回申請 (H26～27平均)	前回 (H25～27平均)	差引	備考
拠出金(将来分)	0	11	▲ 10	拠出金対象本数減に伴う拠出金減
(発電電力量：暦年GWh)	337	9,147	▲ 8,810	原子力利用率低下に伴う発電電力量減
(拠出金対象本数：本)	1.2	30.4	▲ 29.2	発電電力量減に伴う拠出金対象本数減
(拠出金単価：千円/本)	34,999	34,999		
拠出金(過去分)	—	2	▲ 2	H25拠出終了による減
(拠出金対象本数：本)	—	6.0	▲ 6	
(拠出金単価：千円/本)	34,999	34,999		
合計	0	13	▲ 12	

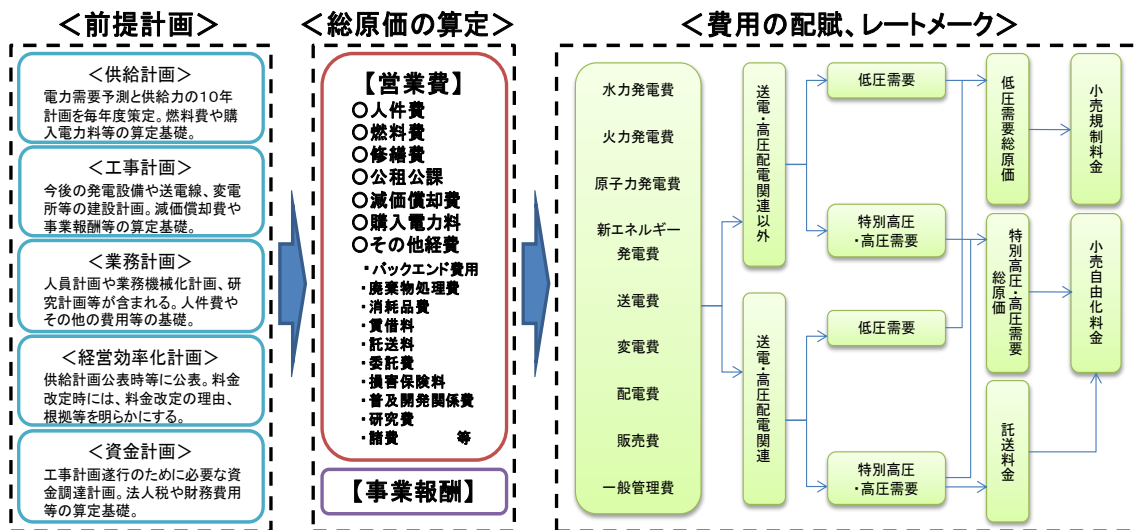
① 算定方法の確認

法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。

## 6. 費用の配賦・レートメイク

【費用の配賦・レートメイクの概要】

燃料費、バックエンド関係費用、購入・販売電力料、事業税の変動額から算定される特別変動額を、低圧需要と特別高圧・高圧需要の費用に配分し、原価算定期間の残存期間における低圧需要の変動原価(当初認可時の3年平均原価を上回る部分)と変動収入が一致するように小売規制料金を設定(レートメイク)する。



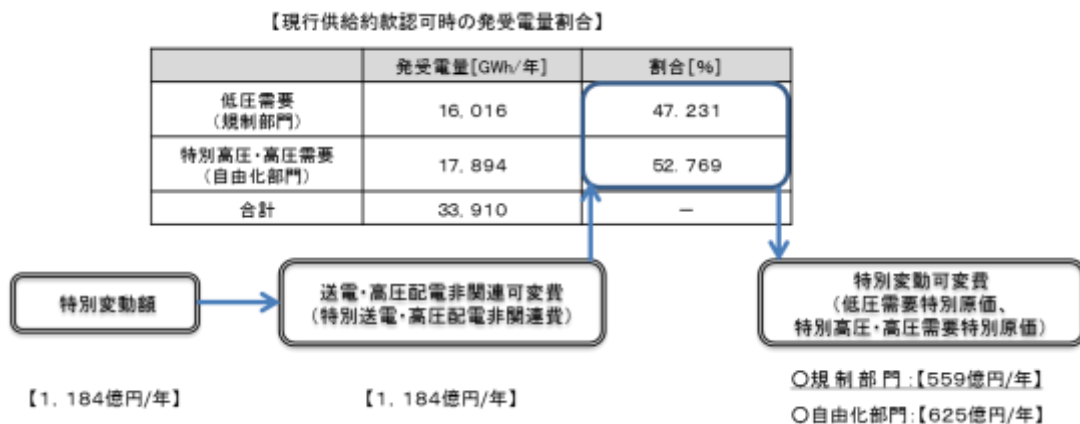
### (1) 個別原価計算

個別原価計算においては、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。

※ 特別変動額を送電・高圧配電非関連可変費として配分し、当該可変費を特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、現行供給約款認可時の発受電量における割合により配分し、特別変動可変費に整理。

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者が料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討する。

### ■ 規制部門と自由化部門の原価配分比較(固定費、可変費、需要家費) ※申請ベース



(2)レートマーク

① 基本料金及び電力量料金の設定について

今回の料金改定の要因が燃料費である可変費の増加のみであることから、基本料金を据え置いて、電力量料金を値上げすることは妥当である。

② 3段階料金について

3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されている。今回の申請では、1・2段階差率よりも、2・3段階差率が大きくなっており、生活に必要不可欠な電気の使用への負担の軽減及び需要対策への効果の観点から、妥当と考えられる。

(単位:円/kWh)

改定年月日	S49.6	S51.6	S55.2	S56.10	S63.1	H1.4	H8.1	H10.2	H12.10	H14.10	H17.4	H18.7	H20.9	H25.9	現行	今回申請
第1段階	11.72	14.65	19.60	22.70	21.15	21.01	18.59	17.41	16.55	16.06	15.64	17.05	18.27	19.33	19.88	23.99
第2段階	13.75	18.70	25.70	30.30	28.25	28.06	24.83	23.23	22.09	21.45	20.87	22.46	23.68	25.34	26.06	30.17
第3段階	15.20	20.85	29.90	35.60	31.95	30.99	27.42	25.64	24.39	23.49	22.65	24.15	25.37	28.64	29.46	33.57
率(1段/2段)	0.85	0.78	0.76	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.76	0.77	0.76	0.76	0.80
率(3段/2段)	1.11	1.11	1.16	1.17	1.13	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.07	1.13	1.13	1.11
差(2段-1段)	2.03	4.05	6.10	7.60	7.10	7.05	6.24	5.82	5.54	5.39	5.23	5.41	5.41	6.01	6.18	6.18
差(3段-2段)	1.45	2.15	4.20	5.30	3.70	2.93	2.59	2.41	2.30	2.04	1.78	1.69	1.69	3.30	3.40	3.40
差(3段-1段)	3.48	6.20	10.30	12.90	10.80	9.98	8.83	8.23	7.84	7.43	7.01	7.10	7.10	9.31	9.58	9.58

※ 平成18年7月、平成20年9月および平成25年9月の単価には消費税等相当額(税率9%)を含み、現行および今回申請の単価には消費税等相当額(税率8%、平成26年4月～)を含む。

※ 燃料費調整額を含まない。

③ 選択約款について

選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。北海道電力の供給約款料金及び選択約款料金の単価については、供給約款料金の単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった。

i) 新たなメニューの設定等について

需要家の選択肢を拡大する観点から、ピーク抑制型時間帯別電灯のピーク時間(現行:冬期間の16時～18時)及び3時間帯別電灯の午後時間(現行:13時～18時)について、ピーク時間及び午後時間の時間帯を選択できるよう設定を追加する予定。

ii) 需要家に対する電気料金値上げの周知活動について

各需要家や消費者団体等各種団体への、電気料金値上げに至った経緯、申請

内容、値上げの影響額等の説明のほか、オール電化住宅の需要家などへのダイレクトメールによる周知を実施しており、これまで以上に、徹底的な経営効率化への取組等、需要家の理解が得られるよう、丁寧な説明及び対応に万全を期していくことが必要である。

#### <査定結果>

1. 今回の査定によるメリットを、需要家が最大限享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくすべきである。その際、2段階と3段階の格差率について、申請は1:1.11 となっているところ 1:1.12とすることにより、電気の低利用者の負担抑制に配慮する。

## 7. 値下げの条件

### (1) 基本的な考え方

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成 24 年 3 月)に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。

今回の北海道電力の値上げ申請は、泊原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、泊原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第 100 条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。

値下げの具体的な内容については、以下の通り考えるべきである。

### (2) 再稼働時期(※)と値下げ時期との関係

#### ① 原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合

今回の北海道電力の申請においては、泊原子力発電所の 3 号機が平成 27 年 11 月、1 号機が平成 28 年 1 月、2 号機が平成 28 年 3 月に再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている。

このように、泊原子力発電所が 1 基ずつ再稼働することが前提とされている以上、原則として、

- (i) 各号機が 1 基でも想定よりも早く再稼働する場合においては、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。その際、他の各号機については、想定どおりの時期に再稼働する想定に基づくことを前提とすることが考えられる。
- (ii) 仮に 1 基のみ想定より早く再稼働するが、残りの 2 基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的な場合であっても、燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかとなる場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。
- (iii) 上記(i)・(ii)において原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。

なお、速やかな値下げを行う必要性と、値下げ率の計算や事務手続、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップ等を考慮し、原価算定期間内に値下げを行う場合には、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。(ただし、翌々月の到来が原価算定期間終了をまたぐ場合においては、原価算定期間終了時点とする。)

② 原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合

今回の値上げは、原価算定期間において各号機がすべて想定通りに再稼働することを前提としているため、1～3号機がすべて想定よりも遅れて再稼働する場合は、原価算定期間内の値下げは求められないのが原則である。

他方、原価算定期間内に、想定より遅れても1基でも再稼働していれば、原価算定期間後はそれを前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後直ちに値下げを行うべきである。

③ 原価算定期間後に再稼働する場合

原価算定期間後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。その際、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

※原則として営業運転開始時

(3) 値下げ率

再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。

したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきである。仮に3基とも想定通りの時期に再稼働すれば、原価算定期間終了後直ちに、少なくとも今回申請前の水準まで値下げが行われることを基本とする。

なお、中長期的に考えれば、北海道電力においては、少なくとも昨年(平成25年)改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず(原価算定期間内外問わず)、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

## 8. 情報提供等

- (1) 認可が行われた場合には、消費者をはじめとする関係する方々全てに対し、丁寧な周知・説明を求める。
- (2) 電気料金の値上げの実施時期については、11月1日とする。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電気料金審査専門小委員会  
委員等名簿

(敬称略)

(委員)

	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー&マネージング・ディレクター
委員長	安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
	梶川 融	太陽有限責任監査法人 総括代表社員 会長
	辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会 常任顧問
	永田 高士	公認会計士
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
	南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
委員長代理	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

(オブザーバー)

	河野 康子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	山口 敏文	北海道生活協同組合連合会 専務理事
	青山 直樹	日本商工会議所 産業政策第二部 担当部長
	岡田 恵子	消費者庁消費者調査課長

## 公聴会（札幌会場）における意見の概要

1. 日時：平成26年9月11日（木）9：00～17：10
2. 場所：札幌第1合同庁舎 2階講堂
3. 意見陳述人の主な意見

意見陳述1番：本間 允秀 氏

（意見の概要）

- 勤労者家計の実収入が急減しているが、消費者物価指数は上がり続けている。年金減額を迫られる高齢者、賃上げが難しい中小企業の従業員、非正規雇用者にとって、電気料金の再値上げは死活問題であることを分かって欲しい。道民が疲弊した中で原発が動かないことを理由に、今回規制部門の電気料金を17%アップしたいとのことだが、開いた口がふさがらない。公共料金として許されない。
- 自由化部門については、企業努力で吸収出来ないの、人件費の削減で対応するしかなく、道民にとってダブルパンチになる。そうなればデフレ経済に戻り、道内経済は立ちゆかなくなる。社内の都合を優先する北電はそのような地域経済への責任を負えるのか。
- オール電化の売込みは違法とも言えるセールス手法であること等を前回の公聴会で訴えた。年間9万円の値上げは生活できない。首をくくりたくなるという声もある。
- 必要最小限の値上げをいうのであれば、泊が動くまでぎりぎり債務超過を防げば良いのではないか。14年3月並の赤字が続いたとして、その分を埋める7%程度であればまかなえるのではないか。
- 電源構成変分認可制度に基づく申請ではあるが、経営コスト削減努力は当然。社会保険料の会社負担率、従業員の賞与・給与、役員報酬は傾いている会社でありながら、道内企業では考えられない好待遇が維持されている。少なくとも原発が動くまでは積極的に身を切り、消費者と痛みを分かちあっていただきたい。
- 原発稼働予定がずれ込み、値上げから1年立たずに大幅な見直しに至ったことについて、経営者としての責任を伺いたい。規制委員会の審査合格は安全性への証明・保証ではない。安全を守るのはあくまで北電自身。安全性基準に上乘せし、積極的に自主的な安全性向上対策に取り組む姿勢が伝わって初めて道民の理解を得られるのではないか。最初から積極的に対応していれば再稼働も遅れることなく、値上げを回避できたのではないか。企業姿勢に信頼できないから再稼働に賛成できない。
- 原発再稼働が出来ない状況が値上げの原因。国は原発をベース電源として不可欠としておきながら、全ての原発を止めている。その間も原発の維持管理費用はかかっている。

る。原子炉等規制法では運転期間を原則40年に制限することを決めているが、原子力規制委員会は、セシウム100の放出量が、福島事故の100分の1を越えるような事故の発生頻度を1機当たり100万年に1回を越えないように目標を設定している。40年間しか動かせない原発の事故発生率を100万年に1回のような現実離れた数値に設定するのは、停止すると決めているようなものではないか。原発は消費者の負担等によって作られた経済的資産だと思っている。それを安全に有効活用していくか、道筋を決めるのが政府ではないか。

- 規制委員会の審査は、当初6か月程度と言われていたが2年を超えようとしている。正常ではなく異常としか考えられない。安全性基準を満たせば動かせる原発を、現実離れた目標の下審査を長引かせてストップさせておき、電力供給体制の脆弱化や国富の海外流出をもたらし、さらにツケは全て消費者に押しつけている。
- 火力発電に切り替えることでCO<sub>2</sub>が増加するが、温暖化によるゲリラ豪雨等による死傷者が増えている。このままCO<sub>2</sub>対策をしないままだと、日本の洪水、土砂災害、高潮被害、熱中症等による死亡リスクの合計が1年あたり17兆円になると国が予測している。
- 今回の福島事故は、地震ではなく津波によって全電源を消失したことが原因である。新規基準について、安全対策工事が終わったものからまずは再稼働させ、並行して安全性審査を行うことも可能であれば、再値上げはたちどころに解決するのではないか。
- 規制委員会の審査は安全性の確保が最優先ではあるが、スピード感を持って行うべき。悠長なやり方をしていれば、他社の再値上げも時間の問題。政府、原子力規制委員会、北海道電力が現実的でスピード感を持って対応すれば解決可能であり、そこに手をつけずして、消費者で対応不可能な大幅な再値上げは認めることができない。

意見陳述2番：深町 宏美 氏

(意見の概要)

- 北電の説明は消費者を欺いている。値上げ申請撤回すべき。役員の責任を果たすためには数は減らさず報酬は一般職員並みにすべき。本来は過去30年間の役員の責任も問うべき。
- 値上げ申請に北電を追い込んでいるのは火力発電の燃料費ではなく原発の巨大な固定支出。使用済み燃料の再処理実績は無いが、契約に基づき毎年巨額な費用を日本原燃に支払っている。実績が無いのに料金を支払うのは経営に不都合。再処理契約を北電から破棄できないのか。消費者にも契約内容の開示を行うべきではないか。開示は出来ないと以前言われたが、処理していないのに費用を払うのは民間契約の常識外。経産省には北電は契約を法的に破棄できるのか、出来ないなら理由を聞きたい。また、内容を開示していただきたい。

- 特定放射性廃棄物の最終処分費の原子力発電環境整備機構への積立額は累計で250億円と聞いたが同機構のシンポジウムでは四万体を保管する処理施設を作るのに3兆8千億円かかり、9電力会社で割ると4000億円で全く足りない。最終処分の技術は完成しておらず今後費用負担は際限なく膨らむ可能性がある。平成25年度以降泊原発から廃棄物は発生してないが、再処理や最終処分に35億円積立てている。1tあたりの最終処分、最終処理費用が変わった差額ではないか。答えて欲しい。
- これらを考えると原発を稼働した方が電気料金の値上げになるのではないか。株式総会でこの9月に稼働しても値上げになると聞いた。泊原発が再稼働すれば電気料金は値上がりしないとの説明はごまかしであり、真の事情の説明責任を果たしていない。
- 電力会社の破たんは望まない。正当な値上げには応じるが現状では消費者の理解は得られない。
- レートベースは今回の補正の対象外と聞いた。今回の申請に当たって事業報酬率は下げたか。レートベースに計上されている高額資産のうち原発施設の出資割合が大きいと考えられるが、日本原燃への出資はむしろ不良債権ではないか。泊原発停止により燃料費がかさむと主張するなら消費者が客観的に検討できるように過去30年間の販売電力量、火力発電電力量、決算書等を開示して欲しい。
- 安全対策費泊原発の追加費用は年々膨れて1600億になっている。これ以上膨らまないと保証して欲しい。

意見陳述3番：藤原 秀俊 氏

(意見の概要)

- 北海道医師会として、今夏道内各地域の医師会に対して「数値目標を伴わない節電」の協力要請を行った。結果として、大きな混乱もなく経過しているが、人の生命と健康を預かる業種としては努力には自ずと限界があり、無理を通そうとすると医療事故につながりかねない場面が容易に想定される状況である。
- 医療は、診療報酬という公定価格で成り立っており、一般事業者と違い価格転嫁できないため、新たな対策を実施することについては、経営上、非常に厳しいものがある。さらに、消費税が今後、10%に値上げされた場合、施設の存続自体が危ぶまれ、地域医療を確保できなくなる恐れがある。電気料金値上げによる医療への影響は避けがたく、この影響は医療機関だけではなく自宅で在宅医療を受けている高齢者などへも重大な結果を招きかねないもの。
- 北海道電力株式会社においては徹底したコスト管理と、企業の存亡をかけてライフラインを死守するという強い使命感を持って事に当たっていただくことを切に願いつつ、北海道電力株式会社の電気料金値上げには反対する。
- 北海道内の571病院に対し、調査を実施したが、約90%の高い回答率があった。値上げに納得出来ないと回答した病院が74.2%、経営への影響が大いにあるとし

た病院が79%で、値上げによる影響の最高額は9532万円であり、経営努力のみでは対応できない金額だった。

- 地域中核病院からは、地域住民の健康や安全を守ることに支障がでる、札幌市内の病院からは、病院という特殊な業種であり、特殊な時間帯、特に夜間も電気料金が一律というのは納得いかない、電気料金体系にもメリハリをつけるべきだとの意見があった。
- 北海道電力に対して、多くの病院がさらなる経営努力を要望している。通常、経営がうまくいかなかったときに、我々中小企業は無理無駄を省き、役員を減らし、役員報酬を減らし、職員給与を減らし、リストラを行い、最後に値上げをするという順番である。北電は順番が逆ではないか。
- 道民の健康と安全を守る観点から、北海道電力には再値上げ中止、経産省には申請を認めないという判断をして欲しい。北海道電力には尊敬される企業であって欲しい。申請が通れば我々と敵対するブラック企業になる。
- このままいくと日本経済、アベノミクスがダメになる、国を挙げてやっていただきたい。

意見陳述4番：岡本 哲軌 氏

(意見の概要)

- 北海道電力株式会社の電気料金値上げには反対する。財務状況悪化原因が泊原発停止による燃料費の増加であるとの説明に疑義があるので、再計算を求める。
- 北電が説明する泊原発停止に伴う燃料費増加額(年間2000億円)には疑義がある。泊原発を再稼動した場合に見込まれる燃料費の変化を示し、その数値を原発停止に伴い増加する燃料費と推定するよう求める。
- 泊原発を廃炉にした場合の電気料金の試算を求める。
- 公聴会で提出された文書について小委員会での対応を記録していただきたい。
- 前回の値上げによって、倒産した企業や人員整理はあったか。今回の値上げによって倒産する企業の推計はあるか。影響を調査し、小委員会に提出いただきたい。
- 今回の値上げが認められない場合、北海道電力に会社更生法が適用される可能性はあるか。仮に適用された場合、従業員の雇用は維持されるのか。
- 火力の発電単価を出したときに平成22年と比べて2倍弱になっている。単価を減らしていくためにどうしていくべきと考えているか。単価を下げる努力について小委員会で何か求める予定があるか。単価の上昇が北電の財務状況の悪化の原因だと認識しているという理解で良いか。
- 泊原発の固定費が年間800億円かかると言われている。この分を原価に認めず、800億円分を電気料金低減につなげる考えはないか。
- 北海道電力が有価証券を79銘柄保有していることが報道されたが、株式の売却は値

上げ幅の圧縮につながるか。

- 他社受電電力料について平成25年度は1071億円の実績だったが、泊原発が動いていれば78億円で圧縮されていたとの説明があった。しかし、平成20年～22年の実績は390～579億円で推移している。疑義がある点については、小委員会で審査しないのか。問題があるので、審査をお願いしたい。
- 値上げによる景気悪化について、どの程度国として許容できると考えているのか。景気・雇用対策を並行して検討して欲しい点を意見として言っておきたい。
- 前回の値上げ実施後、電気を止められた世帯は何世帯か。今回の値上げによって止められる世帯の推計はあるか。値上げによって電気を止められる世帯に対してどのように対応していくのか。
- 前回泊原発が廃炉した場合の電気料金を試算して欲しい旨公聴会で指摘したが、なぜ小委員会で提出されなかったのか。

意見陳述5番：前濱 喜代美 氏

(意見の概要)

- 原発の再稼働を前提とした値上げには反対。コストカットも不十分。役員報酬や職員給与など赤字企業と思えないほどの高給。自分たちは痛みをかぶらないで人にだけ押し付けるなど地域独占で競争がないからの傲慢。原発に依存した責任をとっていない。
- バブルで破綻した企業例だが、役員報酬は今の北電の半分、トップを外部から入れ、高くない従業員給与も20%カット。節電はもちろん、コピーの仕方等の小さい節約を積み重ねてコストを減らす工夫をした。競争の激しい中、CSRにも力を入れ、消費者のニーズをつかむ努力を重ね、借金を減らし利益を上げた。道民は節電に取り組んでいるが、北電は節電を謳っているが小さい積み重ねでコストを減らす努力を怠っている。原発の安全対策にも費用がかかり、それも費用を膨らます一因となっている。
- 原子力規制委員会をクリアすれば原発事故はゼロになるのか。事故があれば地域は壊滅する。
- 原発は稼働していなくても費用がかかることがわかった。稼働すれば処理費用も増える。原発なしで冬を越えた今、再生エネルギーに転換するチャンス。一番の安全対策は今すぐ廃炉にすること。廃炉で費用が膨らむための値上げというならまだ理解できるが、故郷を失うかもしれないリスクを背負ったまま、費用だけは消費者に課すというのはありえない。トップを外部から入れ、徹底的にコストを削減して、原発依存の経営方針も見直すべき。
- 平成28年の電力自由化に向けて、電源構成も合わせて経営の見直しを進めて欲しい
- 専門小委員会委員には公聴会での意見を審議に反映して欲しい。人件費は審査対象外とのことだが精査して欲しい。

- 廃棄物処理の見通しが不明中、国は原子力を推進したのだから廃炉の責任がある。廃炉への環境を整えて欲しい。廃炉する場合の支援は考えてくれるのか。

意見陳述 6 番：嶋山 亮二 氏

(意見の概要)

- 電気料金の再値上げは、道民生活や経済活動に与える影響は甚大で、値上げ申請を撤回し、抜本的な合理化努力を行うべきである。経営合理化が見えない中での再値上げで、不払いの声まで上がっている。
- 今回の値上げ申請は、地域独占にあぐらをかき、原発推進を強行してきた経営責任のツケを消費者に転嫁するものであり容認できない。また、役員数の大幅削減、役員報酬等の削減をただちに行うべきである。社長は役員報酬を 2000 万にしたまま。道民を愚弄している。旧体質の随意契約を廃止し競争入札にすべき。道民各層の意見を聞き計画に反映させるべき。
- 今回の再値上げ申請に関しても、北海道電力は泊原発の稼働を前提としており、脱原発を願う道民の声を無視し安定経営にばかり傾注している。「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」では、「放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから、原発は過渡的エネルギー」と位置付けているが、条例に違反している。電源を分散さえしていれば値上げせずすんだ。歴代役員に責任がある。利用者は電力会社を選べない。経営合理化コスト削減等、道民の納得が必要。道民が安心できる、再生可能エネルギーの拡大・脱原発を柱としたビジョンを速やかに示すべきである。
- 現在、経済産業省の「電気料金審査専門小委員会」で値上げ審査を行っているが、「電源構成変分認可制度」は、燃料費等の限定した審査項目の査定により審査期間の短縮を狙いとしており、厳正な審査がおこなわれるのか懸念がある。対象項目に限定することなく審査を行うことが必要。道民生活を直撃する 2 年連続の大幅値上げ申請に鑑み、消費者の目線に立ち、北電には徹底した情報公開を求めると共に、人件費やその他経費についても厳格な審査を行い、値上げ幅を最大限抑えるべきである。
- 原発依存度を下げるとしているものの、原発をベースロードとしている。その姿勢がみられない。国は原発推進政策の破綻を認め、脱原発・再生可能エネルギーを中心とした中長期エネルギー政策の実現のために、財政支援・税制改革等の具体的な総合施策を推進すべきである。再エネ拡大を進め、利用者にしわ寄せがいかないような財政出動も必要である。

意見陳述 7 番：林 朋子 氏

(意見の概要)

- 北海道電力は、昨年 9 月の値上げに引き続き、10 月から昨年の 2 倍以上の再値上げ

を申請している。今回の値上げで電気料金は全国最高額となる。生活に直結する公共料金としては異常な事態で容認できるものではない。冬を前に北海道民の負担は増すばかり。家庭で出来る節電は既に浸透していて、電気代を切り詰める余地はもう残されていない。北海道電力は地域独占企業で、消費者は北電から電力を買う以外に選択肢がない。電気料金値上げは納得出来ない。

- 北電の経営努力が感じられない。2014年度は590億円の削減の予定だが、十分か。再値上申請後に公表した合理化策は社宅売却の10億円のみとなっていて、役員報酬、社員給与も道内のサラリーマンの平均年収386万円に対して大きなギャップがある。消費者と分け合う意味でも率先的に合理化策を示して欲しい。
- 賞与は半額支給とのことだが、赤字会社は支給できないのではないかと。川合社長の発言からは身を切る努力や誠意が全く伝わってこない。
- 子会社連結決算も明らかにしていただきたい。年金基金制度や退職金制度も道内企業においてトップクラスと聞いている。見直しが必要ではないか。
- 新聞で株価を保有しているとの報道がある。資産売却は行わないのか。
- 原発再稼働前提の値上げには納得できない。泊原発3基の未だ再稼働の見通しが立っていない中での値上げ申請だが、3度目の再々値上げも懸念される。原発に頼る経営は時代遅れ。泊原発が稼働すれば料金を値下げすると明言しているが、「原発頼み」なのは明確。3.11の福島原発事故の悲惨な教訓が全く活かされていない。国が責任を持って廃炉にすべき。
- 原発に頼らない再生可能エネルギー転換に是非取り組んでいただきたい。北海道の広大な土地、自然環境に恵まれた立地から、最も適した地域で、全国のモデル地域になりえる可能性も十分ある。北海道条例108号の推進に向け、道が中心となり、再生可能エネルギーに関する懇談会を、研究者・北電と消費者で立上げ、設けていただくことを提案する。
- 値上げによる地域に与える影響の大きさは計り知れない。北海道電力には、再値上げの撤回、もしくは大幅な見直しで値上げ幅圧縮を求める。

意見陳述8番：宮崎 久美子 氏

(意見の概要)

- 北電は再値上げの申請をしているが、大幅な電気量金の値上げは、消費者の生活への影響が大きく、際限のない電気料金の値上げには十分な検討が必要。一般家庭用では2012年度に比べ約26%、オール電化「ドリーム8」は約60%アップと聞いている。北電の赤字分を消費者だけが押し付けられなければいけないのか。
- 19万のオール電化世帯では家計が苦しくなる家庭がたくさんある。北電はドリーム8を積極的に進めないといったが、自宅にもオール電化を進める電話かかってきた。苦しむ家庭を増やすつもりか聞きたい。値上げの影響が大きいオール電化住宅の料金

については、詐欺まがいのように北電が積極的にオール電化を推し進めた責任をもっと考えて欲しい。

- 北電は値上げ申請に当たって徹底した経費節減の企業努力をしたのか。北電の給与は高く、周囲の人の給与の倍近い。独占企業で甘えているのでは。原発の再稼働ありきで再値上げを申請しているが、安全対策費がはっきりない中、トータル費用を電気料金で支払う事も納得できない。電力事業者で廃炉費用として3兆円積立していることだが、原発数が少ないイギリスは12兆円と聞いている。将来、消費者は廃炉費用や放射性廃棄物の処理費用としてもっと巨額の費用を払わせられるのではないか。
- 原発の導入には国の政策や指導があったことから、北電は国に責任を問うことはできないのか。国費の補助を得てでもできるだけ早期に廃炉にした方が、放射性廃棄物の処理費用も含めて長期的に安価で安全ではないか。そして、北電は原発を継続する費用を自然エネルギーへの転換に投じることで公共的役割を担った優良企業への道を進んで欲しい。電力料金の値上げについて、消費者は、避けることのできない適正な負担は受け入れるが、子孫にも及ぶ大きな負担は受け入れることはできない。

意見陳述10番：能村 富 氏

(意見の概要)

- 老人が多く値上げは生活に響く。灯油もガソリンも価格が上がっている。どうにかならないか。
- 国民ひとりひとりのために電気料金を安くして欲しい。寂しい気持ちがある。日本をもっと明るくしていただきたい。生活が安定するように、孫の代まで幸せになるように、日本を良くしていただきたい。

意見陳述11番：今村 篤 氏

(意見の概要)

- 日本の電気料金は、ヨーロッパと比べると電気料金は高すぎる。ドイツ、イタリアは原発をやめた。原発をやめるのであればわかる。日本だけが特別であると言うことは間違っている。
- アメリカではシェールガス革命があって、原発が廃炉になっている。原発にいつまでも固執していると費用が天井知らずで上がっていく。福島の後始末や古い原発の廃炉には生半可なお金ではいけないと思う。それによって電気料金を上げるのは許されない。
- 電力システム改革によって、送配電分離だけでなく、総括原価も廃止されると、北電の根本が問われる。自由化への対応が来ているのか。北電は東電の10分の1の規模しかなく、自由化で競争にさらされる。
- マンションでは高齢化、老朽化に悩まされており、マンション管理費の引き上げすら

検討せざるを得なくなる。しかし北電は前回の倍近い値上げにも関わらず誠意が見られない。

- 今回値上げ問題は単純な原発停止－化石燃料増－赤字－値上げの図式にとどまらずに、3つの縦走する問題を見て対処しなければ、北海道の大混乱、崩壊の短所を招きかねない。第1は電力事業の市域独占、北電の「肥太り」であくまでも安住しようという態度だ。全ての費用を洗い出す必要がある。社員給与が下げると社員が逃げってしまうというが、傲慢すぎる。
- 第2は、一部の学者や官僚の論に惑わされたアベノミクスによる国民生活損壊の顕在化である。何の手当もなく円安政策を導入した結果、化石燃料の輸入量はさほど変わらないのに輸入価格総額は膨張し、国内では燃料高・ガソリン高になっている。北電は当事者として影響の概要を明らかにすべき。
- 国は電源構成変分認可制度によって、電気料金のチェック項目を燃料費等の9項目に狭めた。重大なことである。電気料金は全国で27～30兆円くらいあるが10%上げて、廃炉処理の費用を電力会社に飲ませることを考えているのではないか。
- 北電の原発については、かつての金融不動産バブルと巨額不良債権、旧国鉄赤字と清算事業団の問題を思い浮かべさせられる。北電は電力需要の大幅増が苦東や青森県側の巨大開発頓挫でとうに見込めなくなっていたのに、10電力会社で「格下」にならないために、泊原発に投資してきた。今では新たな安全対策に1800億円をかけるなど有利子負債はうなぎ登りになっている。原発にいつまでも固執していないで、やめたほうがよい。さもなければ費用の果てしない膨張の道につながる。

意見陳述12番：中陳 憲一 氏

(意見の概要)

- 温暖化等で獲れる魚種が変わっており、水産加工業では、海外と競争しながら苦勞して原料を集めている。また最低賃金が上昇や、少子高齢化の中3K業種で若い人が集まらないため、外国人研修生を入れてなんとか経営している。経産省は認識していただきたい。
- 石油製品の値上げも頭が痛い。輸送費も24%～72%程度値上、資材も20～30%アップしており、非常に厳しい経営をしている。これに追い打ちをかけるように北電が値上げ申請をし、各社300～500万円の電気代増となるが価格に転嫁できない。
- なぜ役員報酬が4000万円から2000万円に減る程度で終わるのか。儲からないときは生活ができる程度に役員の給料を下げるのが普通ではないか。北電の姿勢が見えれば値上げも納得できる。北電社員の平均6百数十万円の給料は高いと思う。経産省に言いたいのが、給与が高いのは独占企業だからである。他業種は競争して安くし、サービスも良くなってきている。経産省がしっかり意見をくみ取って欲しい。北電も態度で示して欲しい。

- 原発の再稼働については、40～50年の技術の蓄積もあるため賛成。安全安心対策をしっかりと行って欲しい。
- 是非経産省はこれらの状況を踏まえ、水産加工業を側面から応援して欲しい。

意見陳述13番：東川 允 氏

(意見の概要)

- 昨年の公聴会でいろいろ指摘したにもかかわらず、反省されていない。コストについて、取締役会・使用人の認識の欠如に問題がある。説明会ではお願いしますと言っていたが、お願いされても許せませんというのが結論。地域独占していることを認識していないのではないかと。茂木前大臣からも批判されたにも関わらず、無駄な支出が多すぎる。削減した上での再値上げなのではないかと。
- 営業所の駐車場の空き地等、遊休地が多い。駐車場として貸し出す等すれば良いのではないかと。
- 原発再稼働は賛成である、むしろ動かして欲しい。
- 九電と比べても頭使っていない。東電の株主総会では社長は謝った。北電は銀行などに説明責任を果たしていない。努力がまるでみられない。
- ほくでんファミリーコンサートをまだやっている。1公演100万というが、本当に削減できているのか。
- 有価証券は売却すればよいのではないかと。北海電工のようなものはともかく、北洋銀行の株を持って何か良いことがあるのか。保有目的に対する考えが足りない。北洋銀行の株式を売却すれば、かなりの赤字穴埋めになるのではないかと。
- 赤字であれば役員報酬を0円になぜしないのか。社外役員報酬がもらえるから、役員報酬0円で良いのではないかと。もらいすぎではないかと。もらい続けるというのは面の皮が厚い。
- 使用人にはアルバイトを解禁すればよいのではないかと。
- 新日鐵住金、王子製紙から電気を買ってきて、転売するといったビジネスモデルにしないとそのまま電気値上げしたらお客さんが逃げていく。NTTなどを見てよく考えていただきたい。
- 札幌証券取引所と東京証券取引所に上場しているが、複数上場する必要があるのか。インターネットが普及している中で、札証は上場しなくてもいいのではないかと。

意見陳述14番：マシオン 恵美香 氏

(意見の概要)

- 電力料金的大幅料金値上げに至る説明の不透明性により、今回の電力料金改定には賛成できない。詳しい会計報告の内訳の説明と料金値上げ申請そのものを取り下げるよう求める。また、北海道電力は会計報告上の不備の有無を確認するため計算をしないお

すことを求める。政府等第三者による経営内容の解析と検証を求める。

- 説明会で節電をおすすめしていることが気になる。節電による減収で赤字になったのではないか。
- 原子力損害賠償責任保険について、賠償保険額には上限があると聞いている。自然災害等の時に支払い保険額で保全されるのか。また、保険は掛け捨てか。会計報告のどこに記載されているか。輸送、加工、貯蔵時に自然災害、原子力災害によって被害を受けた道民に対し賠償しきれぬか。
- 日本原燃に対して平成17年までに前払い金で再処理費用を累計で326億円支払っているが、平成18年以降アクティブテストによる年間20億円程度の相殺があるため、25年度末には150億円にまで目減りしていると聞いているが事実か。原子力環境整備促進・資金管理センターに積み立てられている再処理費用の取り戻し額は、日本原燃に払われているのか。
- 日本原燃は40年間で北電分1000トン再処理する計画で、今後も費用が3500億円程度増えると聞いているが間違いはないか。また、計画が確定しても、1800億円以上を支払うことは確定していると聞いているが、間違いはないか。
- 日本原燃に220億円の拠出をしており、454億円の債務保証を行っているということは本当か。
- 再処理事業はまだ始まっていないが、最終的に期待される仕事果たされていなくても契約通り払われているのだとしたら、契約内容がどうなっているか説明すべきではないか。仕事をしない会社に依頼し続けて払い続けることは合理的でない。
- 日本原燃との契約に関して、北電側から契約を破棄すべきではないか。消費者、株主に1年間の拠出額や契約内容を明らかにすべき。果たされていないなら契約破棄を通告すべき。値切ることや、契約を拒むことができないのか。
- 最終処分について費用が膨らむことが予想されるが、算段は出来ているのか。

意見陳述15番：宮崎 征伯 氏

(意見の概要)

- 水産業では電気料金の値上げは最低200万円、多いところで2500万円程度の負担になる。そうすると北海道の水産物のコストが相当上がり、再生産に影響が出る。地域の経済を考えて、考えを新たにしていきたい。
- 原発を可能な限りなくしていくのが国の方針ではないのか。蓄電の開発ができればデマンド方式をとらなくて済むのだが、出来ないためにデマンド方式をとっている。
- 社長は役員の給料を止めたからと言って電気料金は下がらないと会見で言っていたが、経営者として何を考えているのか。中小企業は経営者と経営が一体で、会社の命運と自分の命が交換なのが実情。経営者たる者、向こう2年間役員給与を取らないというのが普通である。

- 政投銀から税金の出資を受けている中で、電力の安定供給を北電ができなければ、国がやる。地域経済をどう守っていくか、これまで税金を使ってやってきたことを考えたときに、全額20%近くの値上げを簡単に決定することにならない。日本航空は破綻しても飛行機は飛んでいた。北海道は食と観光しかない。一次産業を守るという経営者の覚悟を問いたい。
- 泊原発で福島のような事故が起こったときに北電は対応できるのか。結局税金に頼るのではないのか。泊原発の再稼働を言う前にやることがあるのではないのか。

意見陳述19番：米谷 道保 氏

(意見の概要)

- 今回の値上げ案は大幅なものであり。年金が削減され、賃金が減らされ、物価が上昇する等暮らしは厳しい。この中で追い打ちをかける値上げであり北電は公益事業の経営者として失格である。
- 原発から30キロ圏内のある自治体で水産加工会社が、昨年の値上げ以降9社中6社が倒産・廃業になっている。消費税増税、円安により原料高等総合的に関わってくるが、追い打ちをかけたのが電気料金の値上げで廃業と大きくかかわっていると考える。北海道議会経済委員会で道内法人の税務調査結果が報告されたが7割の法人が赤字。赤字法人にも電気料金の値上げを押し付けられる。自らの経営対策のために他社は倒産してもよいというやり方は許されない。
- 停止中の泊発電所の維持のために4万2千戸分相当の外部電源を要している。道民の暮らし、道内企業の経営をどのように考えて値上げするのか説明して欲しい。
- 値上げの理由について、泊原発の再稼働の遅れによる火発の燃料費急増が最大の要因としているが、原発を持たない沖縄電力や原発依存度が低い中国電力等は福島原発事故後も値上げしていない。原発依存度の高い関西と北海道電力が値上げをしている。もともと原発は建てるべきではないというのが道民の声。電気は余っており、原発は不要であった。過度の原発依存という経営対策の誤りによるものであり、コストがかかるものを建て、電気料金で道民に負担転嫁するのはもってのほか。値上げは撤回してもらいたい。
- 電源構成変分認可制度による値上げ申請だとして、全体を見直さない態度は信じられない。制度を作った国も悪い。同制度に基づく申請はやめるべき。制度に胡坐をかいて認可申請をするのは誤り。考えをうかがいたい。
- 国策に従う必要はないのではないのか。値上げ表明時に社長はお詫びしているが、詫びるならやめて欲しい。原発をやめれば値上げしなくてもよい。原発事故で世界に迷惑かけている日本が原発を輸出するのはおかしい。コストの高い電力施設ばかり作り電気料金で道民に負担させるのは許しがたい。京極の揚水発電所は原発とセットの設備であるものの稼働率は数%である。今からでもやめるべき。

- 国は、電源構成変分認可制度をただちに止めて欲しい。また閣議決定したエネルギー基本計画は国民の思いと大きくかけ離れ原発推進になっている。

意見陳述 20 番：川原 敬伸 氏

(意見の概要)

- 家庭用は前回値上げ前と比べて月 1676 円の値上げで年間 2 万円強の負担増。年金生活者や低所得者には厳しいものがある。
- オール電化の家庭は、昨年の値上げ前と比べると額で、月 1 万 3 千円あまり高くなり、年間 15 万 6 千円の負担増とのこと。年金生活者は火が怖いのでオール電化にしている。
- 企業向けは、2012 年対比 36% の値上げになる。負担増の影響は経営の舵取りにとって重大な影響が予想される。行政も同様で、札幌市では 10 億単位と聞いており、行政サービスの低下が銘々白日である。
- 今回の値上げはハレーションが起きるので反対する。一電気会社の問題ではなく社会問題としてとらえるべきである。
- 今回も泊原発再稼働を前提とした値上げ申請だが、この行為は間違いの繰り返しであり、道民・消費者の支持はなく、再々値上げが懸念される。先行き見通しが立たない泊原発再稼働を前提とした安易な帳尻あわせの再建計画は、事業経営に混乱をもたらし、新エネルギーへの転換や既存の火力発電のコスト削減努力を遅らせる結果となっている。黒字の電力会社は原発依存度が低く、赤字はその逆とはっきりしている。再エネ豊かな土地で、原発を作ったのは北電の経営判断だった。すぐに計画の見直しを考えるべき。
- 北電は、北海道条例 108 号、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に沿って、電力の多様化を推進し北海道におけるエネルギー政策の展望を道民に明らかにしていただきたい。108 号条例施行以来 10 年以上が経っているが、北電はこの間電力多様化に向けてどんな目標を持って、どんな取り組みをし、その成果はどんなものか、情報開示を求める。また、道はどんな指導をしてきたのかも情報開示が必要。
- TPP についてはオール北海道として取り組んだ経験がある。今日の電気料金問題は、国策としてのエネルギー政策・原発問題が絡み、その影響力の大きさからして、北電一企業の問題を超え、行政・電力会社・大企業始めとする研究機関・道内企業・道民がオール北海道の立場で考え、知恵を出し合い解決すべき課題である。

意見陳述 21 番：本間 靖敏 氏

(意見の概要)

- 2 年連続の値上げは水産業にとって大きな影響を受ける。北海道は旬の季節に集中的に大量に収穫するが、一部は冷凍保存や、加工を行って製品供給をしており、そのた

めの多大な電気を消費する。水産業は一次産業で、製品に占める電気料金の割合は高く、今回の値上げは看過できない。

- 普通の製品であれば価格に転嫁するが、水産物はその時々由市況によって値段が設定される。そんな中で北電は独占企業として、燃料費の増加分を簡単に価格に転嫁してしまうというのは考えられない。納得できない思いでいる。我々事業者も省エネに取り組んでコスト削減している。北電においても企業努力をされたい。
- 水産業は家族経営が多く、後継者がいなくなり、漁村が衰退する等、地域経済に与える影響が大きい。今回の値上げにあたって十分な企業努力をはかったとは思えず、納得出来ない。
- 東電は、燃料の共同仕入れ等の新しい会社のありかたを検討している。そういった発電部門の分離や再生可能エネルギーの分社化等いろいろ検討いただいて、値上げは最後にしていただきたい。
- 今は1年で一番機械を使う時期で大量に電気を使い、2～3月はあまり電気を使わないが、一番高いときの電気の量を基準とするデマンド方式が採用されており、年間一律で高い料金を払わなければいけない。年間の電力総使用実績を勘案した上で、実態に合った契約電力を検討していただき、産業に影響が出ないようにしていただきたい。

意見陳述 22 番：齋藤 哲 氏

(意見の概要)

- 決算書内での割合は低いものの、倒産経験者から見ると北電の役員報酬等は常識的に変である。
- 決算を見ると原発、燃料関連の費用の占める割合が大きいですが、購入電力の方が自社発電よりも価格が安いのは事実か。
- 朝日新聞によれば原発対策費として停止していても523億円必要とあるが事実か。
- 燃料購入先はどこか。高いものを買ってないか。
- 自社で使用する電力の料金は払っているのか。
- 経費節減のため本社移転の考えはないか。
- 石油の備蓄の放出について用途が違っていると前回公聴会で聞いたが、法改正すれば可能と聞いた。今値上げでは改正が必要ではないか。
- 総括原価方式だが、すべて原価を積み上げて利益を乗せるというのは民間では考えられない。すぐにでも変える意識はあるか。
- 値上げ判断について現在は反対が7割だが、原発をやめる宣言し廃炉セットなら道民は受け入れると思う。

意見陳述 23 番：大島 克予 氏

(意見の概要)

- 泊原発が計画通りの再稼働ができず、そのことにより火力発電等にかかる燃料費等の経費約2000億円を賄う手段として今回の値上げ申請が行われ、値上げ率は前回の7.73%を大幅に上回る17.03%とのことであるが、経費効率化に最善の努力をした結果として納得することができなかった。
- 経営効率化により590億円の収支改善をなしえたとの報告であるが、人件費の削減について、役員報酬は一人当たり平均2000万円と聞いている。北海道の平均的水準を考慮した金額で算出することを求めるとともに、賞与並びに給与手当の削減をさらに推し進める努力をしていただきたい。また、今後の経営効率化の目標数値が示され、27年度の計画は519億円以上を見込んでいるとのことだが、その数値を見るにつけ経営効率化が適切に行われているとは判断し難い。経営効率化に加速度をかけて欲しい。
- 今回の値上げが家計に及ぼす影響は、平均家庭での算出で月に1000円以上となる。昨年の値上げから僅か一年でまた今回の値上げであり、さらに消費税の増税分を加味すると家計への負担は重たくのしかかり、生活保護世帯をはじめとする低所得層にとっては、家計を圧迫する割合はさらに増す。また、オール電化の家庭に至っては月額1万円程度の値上げとなり、家計に及ぼす影響ははなはだ甚大である。44%を占めていた原発の電源構成比率を変え、原発を電源として利用しない以上値上げによる受益者負担もある程度容認せざるを得ないと考えてはいるが自由化部分は著しく高く、北海道経済に影響がある。
- 泊原発の再稼働に向けて安全性を重視した結果、防潮堤の高さを新基準値以上にしたというが、福島原発の事故処理の経緯を見るにつけ原発に対する不安は増すばかりであり、たとえ原子力規制委員会の新基準をクリアしたとしても安全性への不安は払しょくしきれるものではない。原発再稼働は、現段階では認めるわけにはいかない。少なくとも福島原発の事後処理の見通しがつくまでは行わないでいただきたい。
- 原発の再稼働が行われた場合、それに伴い電気料金の引下げがなされるとの説明だったが、具体的な金額を提示して欲しい。今回の計画がさらに先送りになった場合、さらに電気料金は値上がり続けるのか。
- たとえ今後の自然エネルギーの開発がされたとしてもあくまでも自然に左右されるエネルギーであることから、同等量のバックアップ電料が必要でありそのためにも原発の再稼働は必要であるとの見解であったが、現在でも電力量の確保がされており、さらに老朽化した火力発電所にかわり新たな石狩LNG発電所が完成すれば安定供給が可能となる。泊原発3基全てを再稼働する必要はないのではないのか。
- 北海道電力1社のみでの企業努力では今後のエネルギー問題を解決することは困難である。原発に依存することなく国のエネルギー施策の長期展望を早期に示していただきたい。それに則して各電力会社もCO2の削減を重視した長期的エネルギー計画を立て、実施していただきたい。

意見陳述 24 番：浜舘 三裕姫 氏

(意見の概要)

- 今回の値上げ審査は前回と異なり簡易で 8 項目に絞られたために人件費等の項目は含まれていないが、社員のボーナスカットや給料削減率に比べ、役員の報酬費の下げ幅は低いように感じた。また、新聞広告など原発の安全性を問う広告費が目につく。安全宣言を訴えているのだろうが、広告費も巨額になっていると思う。企業側としてのコスト削減内容を明確に示してからの値上げではないか。
- 今回の値上げは泊原発再稼働を結びつけるかのような値上げ申請であるが、そもそも道民は 6 割が泊の再稼働反対。原発を維持するための費用に多額の金額がかかっているのではないか。
- 消費者は再生可能エネルギーへの転換を願っている。北海道電力には、電源の多様化を推進するとともに新しいエネルギー開発に努力し、新しいエネルギー分野の展望を指し示していただくことを要望する。そのために一時的に電力コストが上がるのであれば納得する。

意見陳述 25 番：熊木 大仁 氏

(意見の概要)

- 元北電中央給電指令所に勤務した経験に基づき陳述する。一方的な電気料金の値上げ申請は「独占企業の恐ろしさ」を顕在化。値上げの前に選択肢が必要。原発再稼働以外の選択肢がない。値上げは弱者、産業界への影響が大きい。
- 電気料金の値上げは撤回すべき。泊原発が再稼働できれば値下げするというが、北電には泊原発が危険だから停止している自覚が感じられない。
- 電気料金の自由には、圧倒的寡占状態が改善されるまでの間の、電気事業法、独占禁止法などによる歯止めが必要。検討いただきたい。
- 経産省も電気の熱利用を止めることを推奨している。「オール電化住宅」のような商品の契約受け入れを中止すべき。
- 北電の経営悪化の原因は原発にある。老朽化火力発電所は減価償却が終わっており、大きな収益が上がっているはず。それにも関わらず経営が悪化しているのであれば電力自由化には耐えられない。大阪ガスなどは火力発電により大幅な利益を得ている。「みなし倒産」して電力システム改革のトップランナーとして生まれ変わって欲しい。システム改革に抵抗しては道民の悲劇。
- 30分デマンド制は改革すべき。コジェネの定期点検で停止するときに北電から受電すると、短期間にもかかわらず最大電力の基本料金を 1 年間払うことになる。改革しなくてもグループから受電できるようにすれば予備機はいらない。コストダウンになり飛躍的にコジェネは普及する。こういった観点で検討して欲しい。

- 原発は国が買い取り、国の責任で廃炉にすべき。緊急非常停止対策や余剰電力対策等原発のコストは高い。高効率の発電システムが開発されているので原発を廃止しても問題ない。国の買い取りには国債が考えられる。減価償却が終わった原発も多くあり、数兆円程度と大した金額では無い。
- 再エネや高効率発電の技術開発が民間企業ではかなり進んでいる。原発即時ゼロにして原発の退路を絶てば、再エネの飛躍的發展が期待できる。退路を断たないと原子力工学の研究者が足を引っ張る。
- 北本連携がない状態で泊原発を緊急停止すると北海道の系統は大停電になる。それを防ぐために、本州へ大量の電力を送電し続けないといけない。例えば、30万キロ1回線使った状態で8.4%、2回線では5.6%の損失が生じる。損失を出しながら本州に大量に送電し続けているので、コスト計算すべき。
- 東電の有識者委員会の資料にはコスト削減に関する重要なことが載っている。本来値上げの前に全てやっておくべき。

意見陳述26番：水谷 貞夫 氏

(意見の概要)

- 北電は原発に頼りすぎている。原発比率44%とか全国で一番高い、国は原発を可能な限り減らすべきとの基本方針と相容れない。道民は66%の方が反対している。原発ごみの安全な最終処分方法が見つかっていない現在、原発稼働を認めることは出来ない。道民の大半が反対であった原発建設を進め、その責任を取らず、道民に負担を強いることは納得がいかない。北電が他の電力会社の先陣を切って原発廃止を行うならば値上げを認めるが、そうでない現状では認められない。
- 原発の生産コストは本当に安価なのか。原発が稼働すれば料金値下げをすることの話だが、将来廃炉費用や使用済み核燃料の処分費用などを負担することになる。事故が起これば、その費用も我々が負担することになる。さらにまた、原発開発に国民の税金が補助金として投入されている。それらのコスト計算をすると、むしろ他の電源より高くなるのではと思っている。正しい比較ができないことについては原発を推進してきた国も不誠実ではないか。
- 北電は独占企業としての自覚が足りない。中小零細企業や農業者の多い北海道では製品価格に転嫁できない。独占企業としてきわめて無責任である。オール電化住宅者の負担や年金生活者には大変な負担になり、地域経済、道民生活への影響は計り知れない。北電は地域道民とともに分かち合うという気持ちがみじんも考えられない、傲慢な態度に怒りを禁じ得ない。
- 経営収支の悪化を原発再稼働の見通しの遅れや、過酷事故対策の遅れや経営者責任などを反省することなく、原発再稼働を早くさせたいと言わんばかりの言動はいかかなものか。経営収支改善の努力を棚上げにし、原発再稼働を早くすべしとの社長の態度

を受け入れられない。

- 技術革新や経営革新の努力と反省がなきに等しい。原発再稼働ありきですべてが解決という、企業として先を見据えた自然エネルギーを活用した将来的な工夫や研究が、形として見えてこない。石炭、水力、安価な自然エネルギーなどの活用検討によりコスト削減を図れないか。大規模自然エネルギー発電の電力の買い入れを制限していると聞く。まじめで真剣な企業であって欲しい。
- あらゆる諸経費について、コスト削減努力を十分行うべき。役員報酬、人員、株式、遊休資産、給与など、あらゆることを検討することは当たり前のことである。真剣に行ったように見えない。赤字だから値上げしかないという態度。役員は1名減らし、報酬を大幅減額したが2000万と、まだまだ高い。1年もしないうちの再値上げは経営の見通しの甘さであり、厳しい経営判断したときにこの程度の努力なのか。さらなる役員報酬の減額、役員数の再検討、配当の検討等が必要。

## 北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント

平成26年9月11日  
消費者庁

電気は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与え得るものである。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利<sup>注</sup>に即し消費者の意見を政策へ反映させるといった消費者の利益によりかなったものになることが求められている。北海道電力株式会社は、北海道の市民生活と生産活動の基礎である電気を供給する事業者として、社会的責任を果たすことが求められている。

特に、今般の北海道電力株式会社による値上げ認可申請は、電源構成変分認可制度に基づくものであることから、次の点に留意する必要がある。第一に、今般の値上げ認可申請は、通常の場合よりも査定対象項目は一部に限られているものの、今般の値上げ認可申請の前提として、北海道電力株式会社は、昨年9月の値上げ実施からわずか10か月での全国に先駆けての再値上げ申請であり、前回の査定を踏まえた効率化計画を項目ごとに着実に実施したかが問われるとともに、効率化の進捗状況及び今後の収支見通しも含めて消費者

---

<sup>注</sup> 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条では、「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」と規定している。

に明確に説明する責任がある。第二に、前回の認可以降、中部電力株式会社の値上げ認可が行われているが、同社の査定においてより厳しい基準が適用されている事項については、北海道電力株式会社も同社並みの基準又は再値上げであることから、それ以上の基準を達成するよう努力すべきである。第三に、今後、電源構成の変更により費用削減が可能となった場合、速やかに料金値下げを行うことを明確にすべきである。

また、経済産業省は、電源構成変分認可制度に基づく今般の査定対象項目について、厳格な審査を行い、その結果を広く明らかにするとともに、今回の査定対象以外の項目については、北海道電力株式会社の効率化努力を厳しく検証してその結果を広く公表し、北海道電力株式会社に対して、効率化の進捗状況についてこれまで以上に丁寧に消費者に説明するよう促すべきである。

消費者庁では、こうした観点から、今般の北海道電力株式会社の値上げ認可申請に当たっての本チェックポイントを作成した。

なお、消費者庁が北海道で開催した意見交換会においては、再生可能エネルギーの使用拡大等、再生可能エネルギーに関する意見が多数表明され、消費者の関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について十分な検討を行い、情報提供を行うことを期待したい。

※ 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

#### 【総論】

①原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力を明確に説明しているか。

<査定対象項目>

#### 【燃料費、購入電力料等】

②メリットオーダーを徹底するための方策について、原油や石炭のほか、水力や再生可能エネルギー、LNGの今後の活用見通しを含め、明確に説明しているか。

③自社電源も含めて他社から購入する電力量の算定に当たり、メリットオーダーを徹底していることを明確に説明しているか。

④使用済燃料再処理に関する日本原燃株式会社との契約について、内容と原価との関係を明確に説明しているか。

⑤燃料費の単価引下げの努力を徹底する必要がある。平成 26 年度 135 万トン、平成 27 年度 132 万トンと国内炭火力発電所の燃料調達見込量が減少している理由を明確に説明しているか。苫東厚真発電所における垂れき青炭導入試験の期間の短縮について検討を行い、明確に説明しているか。石狩湾新港発電所の運転開始時期の前倒しについて検討を行い、明確に説明しているか。

⑥購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。

< 査定対象項目ではないが、事業者による積極的な取組や消費者への丁寧な情報提供・説明が求められるもの >

**【経営効率化】**

消費者に大幅な負担増を求める前提として、項目ごとに査定ベースの効率化を達成するにとどまらず、原価に算入されていない項目であっても、最大限の企業努力を真摯に行うべきである。また、その内容を積極的に消費者に伝え、共感を得られるよう努めるべきである。

⑦費用項目別に見て、査定ベースの効率化が未達成のものについて、その理由を明確に説明しているか。

⑧人件費削減について、平成 25 年度実績（120 億円）が査定額（125 億円）を達成していないが、平成 26 年度において更なる削減に取り組んでいるか。役員報酬の削減に積極的に取り組んでいるか。また、平成 27 年度計画では査定額を達成すべくどのような方針で臨むのか。

⑨役員報酬については、平成 24 年度から段階的に減額幅を拡大しているとされているが、具体的にどの程度削減されているかを明確に説明しているか。

⑩人件費中、退職給与金における運用による減少の補てんをしていることについて、明確に説明しているか。

⑪競争入札比率については、平成 25 年度実績が 38% となり、目標（30%）を上回っているが、平成 26 年度及び平成 27 年度も引き続き高水準を目指すための具体的な方法を明確に説明しているか。

- ⑫修繕費について、平成 26 年度は、供給リスクを大幅に増加させない範囲で繰延べを進めるとされているが、繰延べによりかえって修繕費用が過大になった例がないかの検証はなされているか。
- ⑬平成 26 年度の普及開発関係費等の削減の主な取組として、「省エネ情報館」の閉鎖などを挙げているが、平成 26 年度及び平成 27 年度に更に削減できる事業や削減時期の前倒しの余地はないか。
- ⑭資産売却（営業拠点の土地・建物、有価証券等）、グループ会社の再編・統廃合等について、平成 26 年度及び平成 27 年度における更なる取組の余地はないか。
- ⑮電力中央研究所への支出削減が十分行われているか。

#### 【料金体系等】

- ⑯消費者が電気料金を節約できる新たなメニューを提供するとともに、既存メニューも含めて前回値上げ時よりも積極的に広報・普及に取り組むこととしているか。
- ⑰大幅な値上げであることを踏まえ、消費者のための激変緩和措置を講じる必要がある。そのための方策が具体的に検討されているか。
- ⑱供給約款料金及び選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。特にオール電化住宅は、電気使用量が多いために値上げ額が大きくなっている。平成 27 年度も灯油からのシフトをする家庭が増加するとの想定だが、オール電化を導入していない場合との平等性は確保されているか。
- ⑲三段階料金の段階別料金設定において、少額一般家庭利用者にとって負担が緩和されるための方策が検討されているか。

#### 【今後の料金値下げ】

- ⑳今般の値上げ認可申請は電源構成変分認可制度によるものである。今後、電源構成の変動が今般の認可申請において想定している時期よりも早く解消された場合には、速やかに料金値下げが実施されることを確保できる措置がと

られているか。また、想定通りの時期以降であっても、原価算定期間内に解消された場合には、原価算定期間終了後、速やかに費用削減分を引き下げること確保する措置がとられているか。さらに、原価算定期間終了後に、改定の原因となった事象が解消された場合には、各号機の再稼働に応じて順次、速やかに再稼働による原価低減分の値下げを行うこと確保する措置がとられているか。それぞれの場合に、1～3号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、事例などを用いて具体的に情報開示を行っているか。

- ②①原価算定期間内に、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が解消されない場合であっても、原価算定期間内は値上げは行わないこと確保する措置がとられているか。

**【今後、中長期的に取り組むべき事項】**

- ②②消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、原子力政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項である。再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な検討と説明・情報提供をすることになっているか。
- ②③新エネルギーの原価への織込みについて、連系可能手段の整備や調整力などについて明確に説明しているか。
- ②④今後の新エネルギー普及に応じて焚き減らしがどのように可能で、それが料金値下げにどう影響するかについて明確に説明しているか。

以上

## 消費者庁からの意見への対応について

平成 26 年 10 月

経済産業省

## I. 全体的な評価

- 今般の査定方針案は、消費者委員会公共料金等専門調査会家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会での調査審議を経て、本年 9 月 11 日に消費者庁が取りまとめたチェックポイントで指摘した意見をおおむね踏まえたものとなっている。このことは、チェックポイントが家庭用電気料金値上げ認可申請の審査の過程において、公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための指針とすることが定着したものと評価できる。
- 査定方針案において、電気料金の値下げの条件について考え方を明らかにしている点、値下げの実施時期や値下げ幅等について電気料金審査専門小委員会がフォローアップを行うこととしている点については評価できる。今後、フォローアップは適切なタイミングで行われるべきであり、さらに、値下げ幅等について需要家から公開にて意見を聴く機会等を設けるべきである。また、フォローアップの結果に基づき、値下げを実施する仕組みを検討すべきである。
- 今回の査定は、電源構成変分認可制度（一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年十二月三日通商産業省令第百五号）第 19 条の 2。以下「電変」という。）に基づいて提出された申請に係る初めてのものである。電変の基本的な考え方について、査定の前提として、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認するとされたことは評価できる。
- 電変において査定対象とされた項目以外についても、チェックポイントで示した点を経営効率化の指標として取り入れたことについては評価できる。今回のような短期間での再値上げに対して、需要家の査定に対する信頼を確保するため、今後の料金認可申請においても、今回と同水準またはそれ以上の徹底した審査を実施すべきである。
- 経済産業省資源エネルギー庁における審査プロセスにおいて、公聴会の開催や「国民の声」の募集などを通じて、需要者の意見を広く聴取するとともに、事業者に綿密な情報提供を求め、精力的な審査を行った点は評価できる。ただし、査定方針案についても需要者が十分理解できるように、値上げ実施までに十分周知する等、配慮すべきである。

○Ⅱ. で掲げる「経営効率化」、「料金体系等」、「今後の料金値下げ等」の個別項目について、更なる対応を頂き、結果について説明を求めたい。特に、経営効率化について、「コスト削減において一部未達となっていること等も踏まえ、更なる効率化の徹底」を求める内容となっているが、項目ごとに、未達部分を中心とした更なる効率化と、資産売却等を含めた経営努力の徹底を求めるべきである。

○北海道での意見交換会において、今回の大幅値上げによる負担増について懸念する声が多く出されていた。こうした声を踏まえ、北海道電力においては、消費者のための激変緩和措置に関する具体的な方策を速やかに明らかにし、適切に実施すべきである。特に、電力需要量の大きいオール電化世帯の負担増については、北海道電力がオール電化を推進してきた経緯にも鑑み、料金メニュー間での不公平が生じないことにも十分留意した対策を実施すべきである。

○北海道電力が、経済産業省資源エネルギー庁における審査プロセスに真摯に対応したこと、また、経営効率化を更に進めることを表明したこと、さらに、需要家に対する説明会を実施し、情報提供に努めたことは評価できる。しかしながら、消費者からの厳しい声に対し、電力供給事業者として、自社の経営が北海道の経済及び消費生活に多大な影響を与えることを十分自覚し、中長期の電源構成やそれに応じた設備投資の意思決定を行うとともに、消費者の共感を得るための積極的な取組や丁寧な情報提供・説明を行うべきである。

1. 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月に取りまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書（以下「有識者会議報告書」という。）や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて、見直しを行っている。現在、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会（以下「電気料金審査専門小委員会」という。）の委員には、消費者問題の専門家に参加いただくとともに、電気料金審査専門小委員会の審議についてインターネット中継を行った。また、公聴会については、消費者団体等を通じ675団体に周知依頼を行うとともに、電気料金審査専門小委員会の委員の参加も得た。
2. 電気料金審査専門小委員会の審査においては、消費者庁より示されたチェックポイントも踏まえた形で議論が行われ、電気料金審査専門小委員会査定方針案（以下「査定方針案」という。）に反映した。
3. 値下げに関しては、値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップを行うこととしており、北海道電力から値下げに係る手続きがなされた際には、できるだけ速やかに実施してまいりたい。
4. 値上げ申請については、一般電気事業者自らの経営判断により行うものと認識しているが、申請に当たっては、最大限の経営効率化など、値上げを回避するためのありとあらゆる

る努力を、まず行うことが重要である。仮に値上げ申請が行われた場合には、電気事業法に基づいて厳正に対応してまいりたい。

5. 査定方針案については、取りまとめ後に記者ブリーフィングを行うとともに、ホームページでの公開を行っており、問い合わせがあった場合の対応など、引き続き丁寧な情報提供に努めてまいりたい。
6. 北海道電力は消費者のための激変緩和措置について「更なる効率化など、経営努力を還元することで、値上げ実施日から一定期間、値上げ幅を圧縮する措置を実施していく。今後詳細を詰めたうえで補正申請に反映させる。」としている。なお、北海道電力による激変緩和措置については、冬に需要ピークを迎える北海道において、あくまでも需要家の急激な負担の増加を抑制する観点から追加的に実施されるものであり、「二度にわたる値上げ」が行われる訳ではないこと等について、北海道電力及び経済産業省において、消費者庁の協力も得つつ、丁寧に周知・情報提供することとする。
7. 北海道電力は需要家への情報提供・説明について「昨年の値上げに続き、今回、更なるご負担をお願いすることとなることから、検針時に配布するお知らせチラシの紙面の拡大やすべてのお客さまを対象とした説明会の開催、オール電化住宅にお住まいのお客さまへのダイレクトメール送付によるご説明を行うなど、前回以上に丁寧な周知・ご説明を行っている。」としており、経済産業省としても、引き続き、情報提供・説明が積極的に行われるよう促してまいりたい。

## II. 個別項目

### 【経営効率化】

○原価に織り込まれていないものの、一部原価を超える支出について経営効率化未達の指摘をしたこと、及び再値上げにおいては、原価に織り込まれない支出であっても、純資産の毀損により要資金調達額が増えるとの観点から、効率化の深掘りで生み出される原資を需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきとしたことは評価できる。他方、「改めて、北海道電力においては、一段の経営効率化の取組を行うことを具体的に表明することを求めたい」とされていることについては、あわせて費用項目ごとに未達部分の理由の検証を行うべきである。

1. 北海道電力よりヒアリング及び資料の提出等を通じて確認を行ったところ、前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深掘りを行っているものと考えられる。他の費目で効率化の深掘りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深掘りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。
2. 北海道電力からは、第19回小委員会において、これまでの小委等の意見を踏まえ、一層の経営効率化の取組について表明があった。  
(表明内容)  
前回の料金改定時の査定方針で示された項目については、経営全般にわたる効率化で対応することを基本として努力を重ねた結果、総額では達成できると考えているが、個別の査定項目の一部未達成部分について、次のように取組む。
  - ・役員報酬については、経営の判断として、査定額として示された金額を尊重して減額することとする。
  - ・社員の給与水準についても、査定水準を超えないように減額する考えであり、冬季賞与を不支給とすることを労働組合に提案した。
  - ・保有不動産の売却については、売却可能なもの、かつ売却益が見込まれるものは順次売却を進める。
  - ・保有株式については、4銘柄3億円相当の株式売却について交渉を進めているところであり、この他、金融機関株式等の処分についても検討を進める。
3. 北海道電力においては、経営効率化の取組を着実に実施するとともに、需要家負担の急激な増加を緩和する観点から、更なる効率化の徹底により、需要家に還元する方策（需要家負担の急激な増加を緩和する措置）を実施する。

○現行の電気料金に反映している経営効率化及び国から示された査定方針への対応状況(概要)

(億円)

費用項目	平成25年度					平成26年度					平成27年度				
	前回認可			実績 ②	増減 ②-①	前回認可			計画 ④	増減 ④-③	前回認可			計画 ⑥	増減 ⑥-⑤
	前回申請	査定方針	計①			前回申請	査定方針	計③			前回申請	査定方針	計⑤		
人件費	125	35	160	121	▲39	125	34	159	(10) 161	1	125	34	159	(10) 160	1
需給関係費	34	13	48	71	23	43	43	86	(64) 110	24	43	44	88	(41) 88	1
設備投資 関連費用	11	11	22	14	▲8	31	10	41	34	▲7	49	10	59	60	1
修繕費	79	9	88	99	10	103	10	113	133	20	102	23	125	133	8
諸経費等	67	66	133	142	9	66	24	90	124	34	64	42	106	116	11
資産売却	-	-	-	4	4	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-
合計	316	135	451	449	▲2	368	121	489	(73) 571	82	383	153	536	(51) 557	21

※ 上表は、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料6-1「経営効率化計画の論点」の2頁に掲載の表に、資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の11頁<国から示された査定方針>の増減説明欄に記載した人件費の既実施分・同12頁<現行料金に反映している経営効率化>に記載した需給関係費の今回申請原価に反映した追加の効率化分等を加え、同14・15頁に記載した「一時的な繰り延べ等」を除いているため、合計は一致しない。

注1: 「前回申請」は、前回料金改定申請時に効率化額として織り込んでいたもの。

注2: 「査定方針」は、前回認可時に、総原価洗い替えを行った上で査定方針において3年平均で示されたものを、あらためて年度展開したものを。

注3: 「実績」及び「計画」には、前回認可における査定には対応しているが「コスト削減」には含んでいないもの(違約金等)を含む。

注4: 平成26・27年度の人件費の計画欄には、人事労務諸制度の見直しなどによる既実施分10億円程度(平成27年度も継続を前提)を含む。( )内は、当該分を再掲。

注5: 平成26・27年度の需給関係費の計画欄には、今回申請原価に反映した追加の効率化分を含む。( )内は、当該分を再掲。

○査定方針への対応状況(概要)

(1) 人件費及び需給関係費

①平成25年度の実績及び26年度の計画

<人件費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
役員報酬を1,800万円/人に引き下げ	0.3	0	▲0.3	0.3	0	▲0.3
従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ	11	2	▲9	12	※1 10	▲2
退職給与金の年金資産運用収益率を2%に設定	21	0	▲21	21	21	0
その他	2	2	0	1	5	+4
合計	35	4	▲31	34	35	+1

※1 平成26年度の「従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ」の計画欄には、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の11頁<国から示された査定方針>の増減説明欄に記載した人件費の既実施分10億円程度を含む。

<需給関係費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
購入電力料の更なる削減	13	16	+3	5	2	▲3
卸電力取引所の更なる活用	-	3	+3	35	0	▲35
その他	0	0	0	2	1	▲1
小計	13	19	+6	43	3	▲40
今回申請原価に反映した効率化の深掘り	-	-	-	-	※2 64	+64
合計	13	19	+6	43	67	+24

※2 平成26年度の計画欄には、第16回審査専門小委員会(8/22)の資料7-2「経営効率化への取り組みについて」の12頁<現行料金に反映している経営効率化>に記載した今回申請原価に反映した追加の効率化分等を含む。

②平成27年度の計画

<人件費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
役員報酬を1,800万円/人に引き下げ	0.3	0	▲ 0.3	経営効率化の観点から全費目の洗い出しを行う中であわせて検討
従業員の給料手当を624万円/人に引き下げ	12	10	▲ 2	賞与削減について組合と協議のうえ、達成を目指す
退職給与金の年金資産運用収益率を2%に設定	20	20	0	
その他	2	5	+3	一般厚生費等の更なる削減を実施
合計	34	35	+1	

<需給関係費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
購入電力料の更なる削減	4	2	▲ 2	H26年度の交渉状況(一部交渉継続中)によりH27年度を推定
卸電力取引所の更なる活用	35	0	▲ 35	泊発電所の停止により卸販売は未達成の見込み
その他	5	2	▲ 3	泊発電所の停止長期化により、亜歴青炭導入化遅延(今回申請原価はH27から導入する前提)等
小計	44	4	▲ 40	
今回申請原価に反映した効率化の深掘り	—	41	+41	国内炭の増量や、購入を中心とした卸取引の最大限の活用等
合計	44	45	+1	

(2) 設備投資関連費用、修繕費及び諸経費等

①平成25年度の実績及び26年度の計画

<設備投資関連費用>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	8	0	▲ 8	7	0	▲ 7
工事価格の更なる削減等	3	3	0	3	3	0
合計	11	3	▲ 8	10	3	▲ 7

<修繕費>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	4	0	▲ 4	4	0	▲ 4
工事価格の更なる削減等	5	20	+14	6	30	+24
合計	9	20	+10	10	30	+20

<諸経費等>

(億円)

項目	平成25年度			平成26年度		
	原価	実績	増減	原価	計画	増減
節電・省エネ推進を目的とした費用等を削減	10	3	▲ 7	8	3	▲ 4
IPP契約解約に伴う違約金	42	42	0	—	—	—
調達価格の更なる低減等	14	34	+20	16	55	+39
合計	66	79	+13	24	58	+34

## ②平成27年度の計画

### <設備投資関連費用>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	6	0	▲6	将来の設備増設等に対応するための先行投資など、既に設備が設置されていることから、費用削減が困難
工事価格の更なる削減等	4	11	+7	資機材調達価格の更なる低減を実施
合計	10	11	+1	

### <修繕費>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る費用を削減	4	0	▲4	将来の設備増設等に対応するための先行投資など、既に設備が設置されていることから、費用削減が困難
工事価格の更なる削減等	19	31	+12	資機材調達価格の更なる低減を実施
合計	23	31	+8	

### <諸経費等>

(億円)

項目	平成27年度			増減説明
	原価	計画	増減	
節電・省エネ推進を目的とした費用等を削減	8	3	▲4	節電・省エネの推進は、短期的には需要抑制、中長期的には電力設備の有効活用などによるメリットがあることから、今後も効率化に努めつつ活動を継続
調達価格の更なる低減等	34	49	+15	資機材・役務調達価格の更なる低減を実施
合計	42	52	+11	

## 【燃料費】

- 値上げの大部分を占める燃料費について、メリットオーダーの徹底を行い、自社火力の発電電力量の増加分及び燃料消費数量の再算定を行い、料金原価から費用を上回る部分を減額すべきとしたことは評価できる。
- 燃料費の「数量の変更に起因する変動額に限る」の条文解釈について、電変において燃料費単価も見直し対象となることを一般電気事業供給約款料金審査要領に明記することとしたことは評価できる。
- 一般水力について、前回計画以降に発生した機器の故障による作業停止計画の追加により発電電力量の減少が想定されていたが、原価算定期間より前に修繕が可能だったのではないかという指摘を踏まえ、電変に基づく社会的経済的事情の変動によるものと認められないとしたことは評価できる。

1. 以下の項目について、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量の再算定を行い、その結果をもとに算定された費用を上回る部分について料金原価から減額した結果、申請額の削減額は、24.7億円となる。
  - ・水力については前回計画以降に発生した機器の故障による作業停止計画の追加により、発電電力量の減少を想定しているが、原価算定期間より前に修繕が可能だったのではないかという指摘を踏まえ、前回認可からの作業停止計画の追加による発電電力量の減少については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため、認めない。
  - ・水力の可能発電電力量については過去30ヵ年（昭和58（1983）年度～平成24（2012）年度）の河川からの流入実績を用いて算定していることを確認したが、既に平成25（2013）年度の流入実績が確定しており、これを織り込むことにより可能発電電力量が増加することから、原価への織り込みについても、至近実績に置き換えることが適当である。
  - ・また、平成26年度の他社の太陽光・風力については、前回認可時の想定よりも共に電力量が減少しているが、今般の値上げにおいて、再生可能エネルギーを最大限織り込むことにより、燃料費を削減し、値上げ幅を極力圧縮することが求められている点に鑑みれば、他社受電分についても、少なくとも前回認可時の計画に基づく発電量は維持する必要があるが、前回認可時の想定から減少した分（ただし、各年度毎の電源別発電量の減少分に限る）については、原価上は、電源構成変分認可制度に基づく社会的経済的事情の変動によるものとは位置付けられないため、認めない。
  - ・太陽光の発電電力量の算定に当たっては過去実績の平均受電率を用いているが、過去の傾向がより適切に反映されるようにすることが適当である。
2. 電源構成変分認可制度における燃料費単価については、以下の点を踏まえ、見直し対象とし、この趣旨についてあらためて明確化する観点から一般電気事業供給約款料金審査要領に明記することとした。
  - ・「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月）において、「原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定

を認める」と記載されており、そこにおいて重視されているのは、「原価の適正性」であると考えため、追加調達分について、電気事業法第 19 条の「能率的な経営の下での適正な原価」としての原価の適正性を保つためには、その構成要素たる数量及び単価双方を査定対象としなければ不十分であること。

- 原子力の想定発電量を単に火力発電量で置き換えるだけでは、文字通り機械的な計算で済んでしまうことから、自動変動（転嫁）ではなく、電気事業法第 19 条の認可にかからしめ、公聴会等を経る通常の査定プロセスと同様とした制度趣旨を没却すること。
- 燃料費の単価変動の大きさに鑑みれば、燃料費の追加調達分については、実際の調達時点が認可時の想定よりもずれる（新規調達分が生じる）ことから、前回認可単価を維持する必然性に乏しい。また、本来、先行他社の最新の査定方針内容（例：LNGについて、シェールガスの影響を反映した原価織り込み価格とすること等）については、前回認可時の燃料費そのものにも反映すべきとの考えも可能であるが、少なくとも追加調達分については反映を行うべきと整理されること。
- 電源構成変分認可制度による値上げが、実質的に短期間内の再値上げであることも踏まえると、需要家の負担抑制の観点から、燃料費における更なる経営効率化を求める社会的要請に配慮する必要があること。

### 【料金体系等】

- 消費者が電気料金を節約できる新たなメニュー等について積極的に広報・普及に取り組むよう、北海道電力に促すべきである。
- 「供給約款料金の単価が割高に設定されるという事実は確認されなかった」としているが、逆に、選択約款料金の単価が割高でないかが不明確である。公平性が確認されているのか、明確に説明すべきである。
- 北海道電力の申請案では、1・2段階格差、2・3段階格差ともに縮小しているが、激変緩和措置の一つとして、使用量の少ない需要家の負担を緩和するための措置を検討すべきである。

1. 北海道電力は「お客さま選択肢の拡大および電気のご使用方法の工夫によるご負担軽減を目的として、ピーク抑制型時間帯別電灯のピーク時間（冬期間の16時～18時）および3時間帯別電灯の午後時間（13時～18時）に、新たなバリエーションを追加することについて検討している。また「昨年の値上げに続き、今回、更なるご負担をお願いすることとなることから、検針時に配布するお知らせチラシの紙面の拡大やすべてのお客さまを対象とした説明会の開催、オール電化住宅にお住まいのお客さまへのダイレクトメール送付によるご説明を行うなど、前回以上に丁寧な周知・ご説明を行っている。」としている。
2. 経済産業省としても、引き続き、積極的な取組が行われるような広報・周知体制を取るよう促してまいりたい。
3. 選択約款は、設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること、供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないことなどを前提として供給約款以外の供給条件として届け出られているものであり、今回の値上げにおいては、選択約款も供給約款も、基本として一律単価上乘せであることから公平性は確保されている。
4. 今回の査定によるメリットを、需要家が最大限享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくすべきである。その際、2段階と3段階の格差率について、申請は1:1.11となっているところ1:1.12とすることにより、電気の低利用者の負担抑制に配慮する。

### 【今後の料金値下げ】

- 泊原子力発電所の再稼働時期と値下げ時期との関係について、「再稼働後、原則として」値下げすることとしているが、実際に値下げが行われるのか不明確であるため、必ず値下げするということを明示すべきである。値下げ率は事前に一意的に決められないとしているが、そうであっても、事例による試算を示すなど、消費者への積極的な情報提供を行うべきである。例えば、1～3号機がすべて再稼働した場合、今般の経営効率化による原価削減効果も織り込んで、平成25年改定以前の水準以下まで電気料金を値下げしていくこと等を明示すべきである。
- 料金値下げ幅が適正であるかを検証するプロセスについては、これまで制度上の措置が不十分であった。今回、フォローアップにより確認することが示されたことは評価できるが、フォローアップ実施のタイミングについては、料金値下げが可能となる事由が明らかになった後、直ちに行うべきであり、また、可能な限り短期間で行うべきである。
- 燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかになった場合は原価算定期間内に値下げするとの査定方針案はもちろんであるが、さらに、フォローアップの結果、値下げ幅が不十分であった場合は、更なる値下げを求めることも検討すべきである。
- 料金値下げ幅の検証プロセスにおいても需要家の意見を聴く機会を広く設けるべきである。
- 泊原子力発電所の再稼働時期が予定よりもさらに遅れる場合であっても、原価算定期間内に3度目の値上げが行われなことを確保するために、経済産業省資源エネルギー庁がどのような措置を講じるのか、明確にすべきである。

1. 再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難であることから、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会でフォローアップを行うこととしている。フォローアップのタイミングとしては、北海道電力から値下げの電気事業法に基づく値下げの手続きがなされた際には、できるだけ速やかに実施してまいりたい。
2. なお、値下げのフォローアップを行う際には、消費者の代表が委員として審議に参加する電気料金審査専門小委員会に消費者庁及び消費者委員会事務局からも参画を得て、一緒に確認することとする。情報公開を確保しつつ、これらの確認を通じて、北海道電力において適正な形で値下げを実施することを促すこととしたい。
3. また、北海道電力から、第17回電気料金審査専門小委員会において、仮に、泊原発の再稼働時期が予定よりもさらに遅れる場合であっても、原価算定期間内に3度目の値上げ

を行うことはないとの趣旨の表明があったことを踏まえ、経済産業省としては、同社から、泊原発の再稼働時期のさらなる遅延等を理由として、今般の原価算定期間内に再度の値上げ申請が行われることは想定していない。

### Ⅲ. 今後の課題

○これまでの電気料金値上げ認可申請の調査審議の過程で明らかになった諸課題（例：情報公開・開示の在り方、総括原価方式の在り方、事業報酬算定の在り方、事後評価における事業者の値上げ申請認可後のモニタリングの在り方、電変による電気料金値上げの審査の在り方、料金値下げ幅の審査の在り方等）について、さらに経済産業省資源エネルギー庁において需要家の利益が損なわれないような制度の検討を行うべきである。

1. これまでの電気料金審査専門小委員会における検討や消費者庁協議を含め、明らかになった諸課題については、適宜検討を行い、必要に応じ反映を図ってきているところ。例えば、次のような点などがある。
  - ・情報公開・開示については、電気料金審査専門小委員会における審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催しているところ。資料は経済産業省ホームページに掲載されている。また、委員会開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、議事録についても、経済産業省ホームページに掲載済又は今後掲載予定である。
  - ・総括原価方式については、現在、電力システム改革を議論する中で、小売部門の自由化や総括原価方式の廃止に向けた制度設計を進めているところ。既に、昨年臨時国会で成立した第1弾の改正電気事業法で規定している電力システム改革の3段階の改革プログラムに基づき、小売参入の全面自由化等を内容とする第2弾の改正電気事業法が平成26年6月11日に国会で成立したところであり、総括原価方式についても、改革の第3弾において電気の小売料金の全面自由化を実施することとしており、これにより撤廃されることとなる。
  - ・事後評価における事業者の値上げ申請認可後のモニタリング、電源構成変分認可制度による電気料金値上げの審査や料金値下げ幅の確認・検証については、今般明らかになったものであるが、今後、事後評価の在り方として新たな審査基準の必要性の検討を行うとともに、値下げについてはその時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会でフォローアップを行うとするなどとしている。
2. 今後とも審査の過程で明らかとなった諸課題を踏まえ、審査の在り方について検証を行い、広く国民の皆様の意見も伺いながら、必要に応じ見直しを図ってまいりたい。

○査定方針案において「LNGの調達に当たっては、他事業者との連携も含め最大限のコスト削減を行うことが求められる。」としているが、経済産業省資源エネルギー庁において、引き続き国の支援等の対策を含めた総合的対応を検討すべきである。

1. LNG調達費の低減に向けて、政府としては、

- ①シェールガスの生産拡大で価格が低下している米国からのシェールガス・LNG輸入の実現、
- ②日本企業の権益確保（豪州、カナダ、モザンビーク等）への支援を通じた供給源の多角化と権益確保、
- ③LNG産消会議の開催を始めとする消費国間の連携強化等を通じた買主側の交渉力の強化、

の3つの課題に取り組んでおり、引き続き、LNG調達費の引き下げに向けてしっかりと取り組んでまいりたい。

○北海道での意見交換会において、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（条例第108号）を踏まえた、電源の多様化の推進や新しいエネルギー分野のより一層の開発を求める声が多く出されていた。経済産業省資源エネルギー庁は、中長期的な電源構成の考え方について、再生可能エネルギーの使用拡大の見通しも含め、消費者に対し、積極的に丁寧な情報提供・説明を行うよう、北海道電力に促すべきである。

1. 北海道電力は電源の多様化について「既設火力発電所の経年化への対応、燃料種の多様化、電源の分散化を図り、将来的な電力の安定供給を確実なものとするため、石狩湾新港発電所（LNG火力）の導入を計画し、2014年4月24日に環境影響評価手続きを終了、同年8月18日に準備工事を開始し、1号機は2019年2月に運転を開始する予定。」としている。また、新しいエネルギー分野のより一層の開発への対応については「風力導入拡大に向け、東京電力（株）と共同で北本連系設備を活用した実証試験を計画し、連系可能量を20万kW拡大することで56万kWまで拡大。太陽光発電については、火力発電の出力調整により70万kW（出力抑制対象である500万kW以上の太陽光）まで拡大可能。この他、大型蓄電池実証試験や家畜系バイオマス発電に係る研究開発等、新エネルギー導入拡大に向け引き続き取り組んでいく。」としている。
2. また、再生可能エネルギーについては、「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣区議決定）において、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置づけられており、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする」とされている。さらに、「骨太方針」（平成26年6月閣議決定）においても、「再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指して導入を促進する」とされており、経済産業省としてこれらを踏まえて必要な支援等を行ってまいりたい。

○経済産業省資源エネルギー庁として、電力システム改革の進捗状況については、消費者の関心も非常に高いため、消費者庁等との関わり方も含め、これら検討の全体を俯瞰できるような情報提供を工夫すべきである。

特に、消費者にどのようなメリットがあるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の家庭用までの電力小売の自由化、発送電分離、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について、消費者教育の機会を設けることを検討すべきである。

1. 電力システム改革等の検討を進めていく上で、広く国民の皆様の見解を伺いつつ、内容の充実を図ることは重要なことであり、検討状況の把握が容易となるよう、適切な情報の提供を図ってまいりたい。
2. また、電力システム改革については、新規参入の促進やスマートメーターも含めた競争環境の整備により、電力の低廉かつ安定的な供給を一層進めていくものであり、エネルギー制約の克服に向けた改革の中心を成すもの。電力の自由化や広域系統運用の拡大により、需要家の選択によるスマートな需要抑制や、地域間での電力融通の円滑化を進め、厳しい電力需給の中でも安定供給を確保する。また、燃料コストの増加等による電気料金上昇圧力がある中であっても、競争の促進により料金を最大限抑制する効果があるものとする。自由化に当たっては、需要家がスマートメーターから得られる情報を活用し、適切に電力会社や料金メニュー、電源別メニューを選択できるよう、適切な情報提供や広報を積極的に行ってまいりたい。
3. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度については、国民全体で買い支え、普及させることで、ひいてはその発電コストを下げることを目的に平成24年7月に導入されたもの。その普及によって、自らの家庭に太陽光パネルを設置する、屋根貸しモデルを通じて太陽光発電に自宅の屋根を提供する、市民ファンドを通じて自ら再生可能エネルギー発電に投資するなど、消費者がエネルギーをより身近な問題として解決するための手段を格段に増やすことができる。本制度では、国民に負担いただく再生可能エネルギー賦課金単価について、法律の規定に従って、中立的な調達価格等算定委員会が公開で案を策定し、消費者担当大臣の見解も伺った上で決められた買取価格に基づき、算定されている。制度の導入開始に当たっては、全国で約70回に及ぶ説明会や各種イベントの開催、制度や負担に関するチラシの全戸配布、パンフレットの作成等を通じて制度の周知に努めてきたところ。引き続き、こうした負担への配慮をしっかりと行うとともに、住宅用太陽光発電をめぐる悪質商法の排除、再生可能エネルギーをめぐる意識喚起や広範な知見の向上など、様々な角度から再生可能エネルギーの普及政策を展開してまいりたい。

○経済産業省資源エネルギー庁は、電力システム改革における具体的な制度設計や制度の運営を行う際には、消費者の利益が損なわれないよう、消費者の意見が政策に反映されるような仕組みを検討すべきである。

1. これまで改革の全体像について検討を行ってきた電力システム改革専門委員会（※）においては、消費者問題の専門家にも委員として議論に参加いただいていたところであり、具体的な制度設計に関する検討・審議を行う制度設計ワーキンググループ（平成25年8月2日に第1回WGを開催し、平成26年9月18日までに計8回開催）においても、消費者問題の専門家にも委員として議論に参加いただいているところ。今後とも、実際の詳細な制度改正を行う際には、パブリックコメントを通じ、広く国民の皆様の意見を伺ってまいりたい。

※平成25年7月1日の審議会見直しに伴い「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会」に名称変更。

2. また、諸外国の事例も参考にしつつ、電気料金を最大限抑制できるよう、段階的な料金規制の撤廃や、規制当局による市場監視の強化等、慎重な制度設計を行い、「規制なき独占」に陥ることがないように万全を期してまいりたい。